

平成31年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会報告書

平成30年7月

平成31年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	平成 30 年度東京都立高等学校入学者選抜状況	2
第 3	平成 30 年度東京都立高等学校入学者選抜の検証・検討	4
1	推薦に基づく選抜の改善	4
(1)	推薦に基づく選抜全般	4
(2)	集団討論・個人面接	6
(3)	小論文・作文	8
(4)	実技検査	9
(5)	文化・スポーツ等特別推薦	10
(6)	平成 31 年度入学者選抜以降の基本的な考え方	13
2	学力検査に基づく選抜の改善	14
(1)	平成 30 年度入学者選抜の実施状況について	14
(2)	分割募集	15
(3)	男女別定員制の緩和	17
(4)	外国籍の受検者に対する特別措置	18
3	再発防止・改善策に基づく採点・点検の取組	29
(1)	マークシート方式の全校導入による採点誤りの再発防止	29
(2)	他校同士の相互点検	31
4	その他の制度	33
(1)	本人得点の開示及び学力検査における答案の開示	33
(2)	インフルエンザ等罹患者に対する受検機会の確保	39
(3)	英語スピーキングテスト結果の活用	42
(4)	東京都立高等学校入学者選抜の応募資格の一部変更	43
第 4	おわりに	44
参考資料		
1	平成 30 年度東京都立高等学校入学者選抜状況	45
2	平成 31 年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 設置要綱	46
3	平成 31 年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 委員名簿	47
4	平成 31 年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会審議経過	48

※ 本文中のグラフは、小数第 2 位の四捨五入の処理により合計が必ずしも 100.0%にならない。

第1 はじめに

平成31年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会（以下「本委員会」という。）は、平成30年度入学者選抜の検証を行う中で、これまでに導入してきた様々な入学者選抜方法の成果と課題を明らかにするとともに、平成31年度入学者選抜以降の改善策等を検討することを目的として設置したものである。

平成30年5月9日に本委員会第1回を開催し、計5回にわたって慎重に審議を行った結果、以下のとおり報告をまとめた。

また、平成26年8月に策定した「採点誤りに関する再発防止・改善策」の効果検証の一環として、本委員会第1回では、平成30年度入学者選抜において実施したマークシート方式による学力検査及びデジタル採点システムの改善点並びに他校同士の相互点検の点検結果について、各委員から意見聴取及び報告する機会とした。

なお、「英語スピーキングテスト結果の活用」については、中学校における学習実態等も踏まえて詳細に検証・検討を行うため、本委員会に特別部会を設置することとした。今後、英語スピーキングテスト結果の活用等についての方向性を明らかにし、その内容を年度内に改めて開催する本委員会第6回において報告することを確認した。

第2 平成30年度東京都立高等学校入学者選抜状況

平成30年度入学者選抜は、全日制高等学校172校、定時制高等学校54校、通信制高等学校3校で実施した。

推薦に基づく選抜、第一次募集・分割前期募集、分割後期募集・第二次募集の概況及び総括は、以下のとおりである。

1 推薦に基づく選抜

平成30年度入学者選抜における推薦に基づく選抜は、全日制高等学校172校中166校（島しょの6校は実施せず）、定時制高等学校1校において実施した。

昨年度に比べ、全日制高等学校の推薦に基づく選抜の募集人員は70人減少し、受検人員は2,238人減少した。受検倍率は2.78倍となり、昨年度に比べ0.22ポイント下降した。

入学者選抜年度 (平成)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
全日制受検倍率	2.95	3.25	2.61	2.63	2.63	2.79	2.86	2.87	2.76	3.42	3.25	3.13	3.05

入学者選抜年度 (平成)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
全日制受検倍率	2.98	2.88	2.94	3.03	2.91	2.88	3.21	3.23	3.11	3.03	3.00	2.78

2 第一次募集・分割前期募集

全日制高等学校の最終応募倍率は1.44倍で、昨年度に比べ0.06ポイント下降した。受検倍率は昨年度に比べ0.07ポイント下降した。学区制を撤廃した平成15年度以降、最終応募倍率は12番目に、受検倍率は10番目に高い値であった。また、不受検率は5.2%となり、昨年度に比べ0.1ポイント上昇した。

なお、合格者の入学手続辞退率は0.37%となり、昨年度に比べ0.12ポイント下降した。

入学者選抜年度 (平成)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
最終応募倍率	1.47	1.56	1.54	1.51	1.50	1.50	1.45	1.43	1.42	1.45	1.44	1.42	1.42

入学者選抜年度 (平成)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
最終応募倍率	1.43	1.45	1.50	1.53	1.52	1.53	1.51	1.50	1.50	1.51	1.50	1.44

入学者選抜年度 (平成)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
受検倍率	1.14	1.24	1.25	1.22	1.24	1.27	1.27	1.26	1.26	1.33	1.33	1.32	1.32

入学者選抜年度 (平成)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
受検倍率	1.33	1.35	1.41	1.44	1.43	1.44	1.43	1.42	1.41	1.43	1.43	1.36

入学者選抜年度 (平成)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
不受検率 (%)	21.9	20.3	18.9	19.1	17.5	15.3	12.5	11.8	11.1	8.6	7.9	7.4	7.3
入学手続辞退率 (%)	4.5	3.4	3.8	2.8	2.2	2.0	1.9	1.7	1.6	1.3	1.22	1.28	1.17

入学者選抜年度 (平成)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
不受検率 (%)	7.2	6.9	6.2	6.2	6.2	6.2	5.3	5.4	5.6	5.3	5.1	5.2
入学手続辞退率 (%)	1.22	1.22	0.95	0.97	0.9	0.78	0.72	0.47	0.47	0.49	0.49	0.37

3 分割後期募集・第二次募集

全日制高等学校の募集人員1,647人(分割後期募集889人を含む。)に対し、1,000人が受検した。受検倍率は0.61倍であり、昨年度に比べ0.62ポイント下降した。

入学者選抜年度 (平成)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
最終応募倍率	1.93	4.36	3.62	3.40	2.89	3.41	2.74	2.21	2.01	1.68	2.00	1.83	1.51

入学者選抜年度 (平成)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
最終応募倍率	1.47	1.50	1.70	1.87	1.46	1.44	1.48	1.33	1.18	1.16	1.23	0.61

以上、平成30年度東京都立高等学校入学者選抜状況を総括すると、推薦に基づく選抜及び第一次募集・分割前期募集では、最終応募倍率及び受検倍率が昨年よりも低い状況はあるものの、例年並みの水準であった。これに対し、分割後期募集・第二次募集では、最終応募倍率が平成6年度の単独選抜導入以来、初めて1倍を下回る結果となった。受検者や都民の都立高等学校に対する期待は依然として高いと言えるが、受検者の進学先の選択肢が以前よりも多様になってきたと言える。

第3 平成30年度東京都立高等学校入学者選抜の検証・検討

本委員会では、平成30年度入学者選抜において実施した入学者選抜方法について検証し、平成31年度入学者選抜以降における改善策等について検討した。

1 推薦に基づく選抜の改善

東京都立高等学校入学者選抜の推薦に基づく選抜は、平成7年度から普通科等に導入し、現在は島しょの高等学校を除く全日制高等学校の全ての学校で実施している。平成25年度入学者選抜から推薦に基づく選抜の目的を明確にし、学力検査に基づく選抜とは異なる受検者の力を評価する選抜となるよう、集団討論の導入、小論文又は作文、実技検査等のいずれかの実施などの改善を図った。平成30年度入学者選抜においては、全日制課程の高等学校の166校、定時制課程では新宿山吹高等学校の1校、合計167校が推薦に基づく選抜を実施した。

また、各高等学校の個性化・特色化を図るために平成16年度入学者選抜に導入した文化・スポーツ等特別推薦についても、平成25年度入学者選抜から受検者の卓越した能力を評価するために原則実技検査を課すことなどの改善を図った。平成30年度入学者選抜においては、推薦に基づく選抜を実施する高等学校の167校中94校で実施している。

審議は、推薦に基づく選抜の目的に沿って実施されているかなど全般について、集団討論、小論文・作文、実技検査など各検査内容について、文化・スポーツ等特別推薦について、それぞれの成果と課題等に関して検証・検討を行った。

(1) 推薦に基づく選抜全般

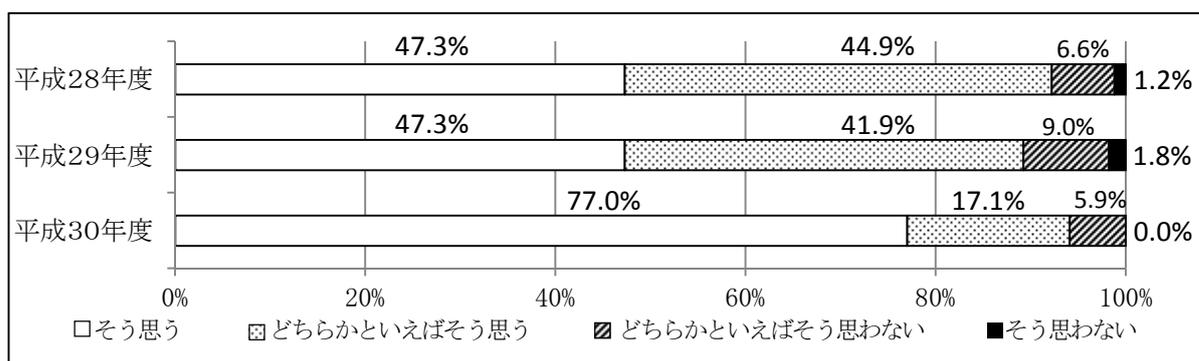
推薦に基づく選抜の審議を行うに当たり、平成25年度入学者選抜から改善を図った選抜方法の趣旨の徹底が図られているかなど、推薦に基づく選抜全般について検証を行った。

<推薦に基づく選抜の目的>

- 1 一般推薦
基礎的な学力を前提に、思考力、判断力、表現力等の課題を解決するための力や、自分の考えを相手に的確に伝えるとともに、相手の考えを的確に捉え人間関係を構築するためのコミュニケーション能力など、これからの社会にあって生徒たちに必要となる力を評価し、選抜する。
- 2 文化・スポーツ等特別推薦
各都立高等学校の個性化・特色化を推進するため、卓越した能力をもつ生徒の力を評価し、選抜する。

ア 高等学校長対象アンケート調査結果（回答数167）

(ア) 入学者選抜において、推薦に基づく選抜の目的を達成することができたと思うか。

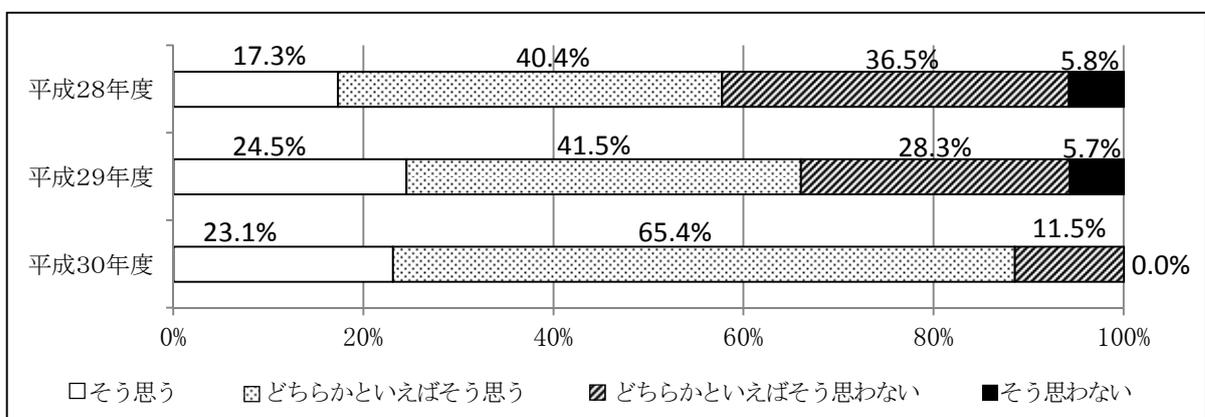


(イ) (ア)に関する高等学校長の主な意見

- 集団討論や個人面接において、質問に対する回答内容だけでなく、話し方や相手の意見を聞く姿勢から、自分の考えを相手に的確に伝える力や、相手の考えを的確に捉えて人間関係を構築するコミュニケーション能力などを評価することができた。
- 受検者の多くが、学力面だけでなく、推薦に基づく選抜を受けるのにふさわしい、優れたコミュニケーション能力や課題を解決する力をもっていた。受検者や中学校に推薦に基づく選抜の目的が理解されていることと、中学校での学習指導の成果を感じた。
- 推薦に基づく選抜が定着したとも言えるが、推薦に基づく選抜の対策として集団討論や個人面接の練習が徹底されていて、以前よりも差が付きにくくなってきている。これまで以上にテーマ等の検討に時間をかけ、工夫する必要がある。

イ 中学校長対象アンケート調査結果（回答数53）

(ア) 一般推薦の改善と、これに伴う自校における指導の工夫等により入学した生徒に変化はあったか。



(イ) (ア)に関する中学校長の主な意見

- 課題を解決するための提案等、自分の考えを相手に分かりやすく説明することを意識する生徒が増えている。
- 入試制度が改善されてから時間が経過し、推薦に基づく選抜の目的について、中学校の教員にも定着してきており、受検者も十分に理解した上で、検査に臨めている。
- 指導等の工夫により、課題を解決するための提案等、自分の考えを相手に分かりやすく説明することを意識する生徒が増えている。

(ウ) 推薦に基づく選抜の目的を踏まえて、今後、進路指導や学習指導等において工夫する点に関する中学校長の主な意見

- 各教科の授業において、思考、表現する活動を工夫して積極的に取り入れていくようにし、生徒の思考力、判断力、表現力を伸ばしていく。
- 新学習指導要領の実施に向け、生徒の主体的な活動や話し合い活動を今よりも充実させ、生徒自身のもつ知識を基に思考する力や、考えたことを表現する力を生徒に身に付けさせたい。

審議の過程で、中学校からは「高等学校の説明会に参加した中学生や保護者の中に、高等学校の教員から、推薦に基づく選抜の受検を希望することを在籍する中学校に伝えてはどうかと提案された事例があった。推

薦に基づく選抜の応募資格には、『在学している中学校の校長の推薦を受けた者』とあり、中学校では、各中学校が定めた推薦基準に照らして、推薦に値する生徒かどうかを判断し決定していることを理解してほしい。」という意見があった。

本委員会では、推薦に基づく選抜の成果と課題を検証・検討するため、以下の各検査項目について、更なる審議を行った。

(2) 集団討論・個人面接

平成30年度入学者選抜における推薦に基づく選抜において、集団討論を実施した高等学校は160校、個人面接を実施した高等学校は167校であった。

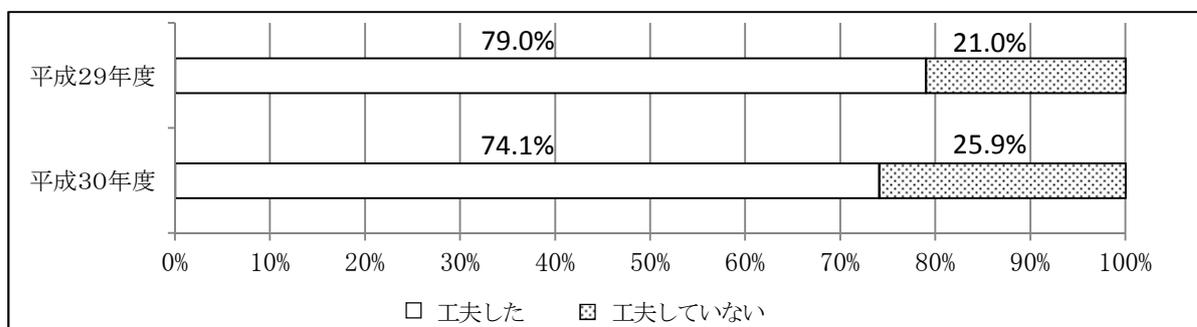
ア 集団討論の目的

推薦に基づく選抜における集団討論の目的は、次のように規定されている。

<p><集団討論の目的></p> <p>与えられたテーマについて自分の考えを明確に述べるができるか、受検者が協力して一つのテーマに関して論理的に討論を行い妥当な結論を導くことができるかなどを確認することを通して、個人面接では把握しにくい、受検者のコミュニケーション能力、思考力・判断力・表現力、積極性及び協調性、バランス感覚や傾聴力などを評価する。</p>	
--	--

イ 高等学校長対象アンケート調査結果（回答数160）

(ア) 集団討論のテーマ設定について、昨年度の実態を踏まえ工夫したか。



(イ) 集団討論の実施時間と1グループ当たりの受検者数

(単位：校)

集団討論の実施時間	1グループ当たりの受検者数				
	5人	6人	7人	8人	計
40分以上	1	18	3	0	22
35分以上40分未満	1	36	1	0	38
30分以上35分未満	6	86	2	0	94
25分以上30分未満	2	3	0	0	5
20分以上25分未満	0	0	0	0	0
15分以上20分未満	0	0	0	1	1
計	10	143	6	1	160

ウ 高等学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 平成30年度入学者選抜から集団討論の進行を受検者主導型に変えることで、面接等委員は受検者の評価に専念することができた。また、受検者にとって身近な話題をテーマにすることで、どのグループも最後まで活発に討論を続けることができた。
- 個人面接では、志望動機や自己実現への意欲等を中心に質問し、集団討論では評価することができなかった本校に対する理解度、受検者の良い面を評価することができた。

エ 中学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 集団討論において、本校の生徒が同じグループになった。同じ中学校の生徒同士が同じグループになると、議論しにくい状況がある。短期間で集団討論のグループを決めなくてはならない高等学校の状況も理解できるが、極力同じグループを避けてほしい。
- 討論の時間が他校に比べて短い学校がある。集団討論の時間は限られているので、面接委員が質問する時間を短縮させるなどして、受検者が発言できる時間を増やし、受検者を評価することができる機会を多く確保してほしい。
- 面接中に集中力に欠く状態の面接委員や不登校の生徒に配慮を欠くような発言をする面接委員がいるという報告を受検者から受けており、面接委員の資質に疑問を感じる。

審議の過程で、受検者又はその保護者と思われる人からの問合せとして「集団討論の最中に、評価に集中せず、座ったままで何か別の作業している面接委員がおり、その作業の音が気になった。」「個人面接において、受検者本人が志望動機を話しているときに、面接委員から『それは本校でなくてもできることだ』と遮る発言があり、その後、緊張のため何も話せなくなってしまった。」という面接委員の対応に関する課題がいまだにあるため、留意しなくてはならないことが報告された。

高等学校からは「集団討論のテーマについては、受検者にとって身近な話題であるとともに、活発な議論を生むものになるよう、十分な時間をかけて検討している。」「集団討論のグループ編成に当たっては、同じ中学校の生徒が同じグループにならないようにするなど様々なことに配慮しているが、中学校によって受検者の数に偏りがあったり、検査当日に急な欠席があったりと対応に苦慮することもある。」という意見があった。中学校からは「集団討論のテーマは、導入当初と比べて工夫されてきており、各高等学校の特色が出ていてよいと思う。」という意見があった。

これらの意見を踏まえて検討した結果、集団討論は、個人面接では評価することができない、思考力、判断力、表現力や、集団活動における受検者のコミュニケーション能力等を評価するために有効であり、引き続き実施すること、受検者一人一人が発言できるための時間を十分に確保し受検者が自己の能力を十分発揮できるような環境を引き続き整えることなど、更なる改善を進めていく必要があることを確認した。

(3) 小論文・作文

平成30年度入学者選抜における推薦に基づく選抜において小論文を実施した高等学校は38校、作文を実施した高等学校は125校であった。

ア 高等学校長対象アンケート調査結果

(ア) 小論文による検査実施の成果と課題

- 資料を基に文章を書かせることで、学力検査問題では評価することができない受検者のもつ分析力や考察力、論理的思考力を総合的に評価することができた。
- 本校は受検者に科学的な思考力を求めており、小論文において科学に関する文章素材、グラフ等を資料とすることで、受検者の科学的な分析力や考察力、論理的思考力と、それを表現する力を見ることができた。
- 実施する検査を作文から小論文に変更したが、都立高等学校の入学者選抜として適切なデータを集めることや、集めたデータを受検者にとって分かりやすくするためにグラフや表にすることなどがとても難しく、次年度に向けて問題を作成するための校内体制を整える必要がある。

(イ) 作文による検査実施の成果と課題

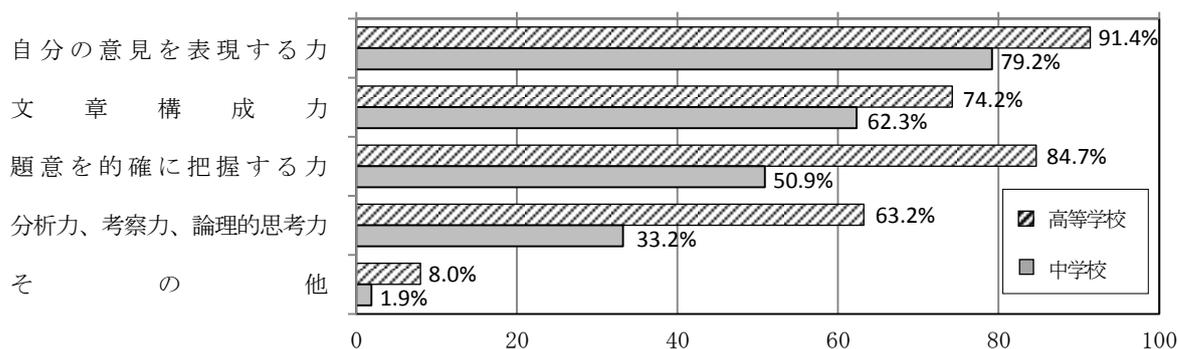
- テーマに即した受検者の考えを把握することができ、本校の魅力を受検者自身がどのように捉えているかを知ることができた。
- 本校の特色を理解した上での受検であること、志望動機が明確であること、進路実現に向けた高等学校選択であることなど、作文を通じて中学校から提出される調査書では分からない面を引き出すことができた。
- 文章による表現力、文章構成力、題意把握力だけでは本校の受検者層ではあまり大きな差がない現状が見られるようになった。今後、分析力や論理的思考力を問うことができる小論文による検査に変更することも含めて校内において検討する必要がある。
- 作文のテーマによらず、中学校での取組等の事前を書く内容を決めてきて、強引に結論に結び付ける受検者やある決まった文章の型に当てはめて何とか書こうとしているが、内容が乏しくなってしまう受検者が多い傾向がみられる。出題テーマを一層工夫するとともに評価基準を明確にした上で採点することが必要である。

イ 中学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 小論文・作文ともに、どの高等学校もテーマや課題を工夫しており、各高等学校の特色が出ている。毎年、問題を作成する高等学校は大変だと思うが、引き続き、公平・公正な選抜に向け、十分な検討を重ねて、小論文・作文の検査問題の作成をお願いしたい。
- 小論文・作文の採点の基準が分からないので、適正な評価がなされているかが分からない。評価基準（できれば学校が合格者に求める解答例）を各学校で公表してほしい。

ウ 高等学校長・中学校長対象アンケート調査結果（回答数 高等学校163／中学校53）

(ア) 小論文・作文において、どのような能力を評価したか。（複数回答可）



審議の過程で、中学校からは「アンケート調査の結果から、高等学校は小論文・作文の検査で受検者の『題意を的確に把握する力』を重視しているが、中学校の指導では『題意を的確に把握する力』をあまり重視していないことが分かる。今後の中学校での指導の中で、受検者に身に付けさせていく必要がある。」という意見があった。

これらの意見を踏まえて検討した結果、今後も生徒の力を十分評価することができるよう、各校が集団討論や作文・小論文において、テーマを工夫するなど、更なる改善を進めていく必要があることを確認した。

(4) 実技検査

平成30年度入学者選抜における推薦に基づく選抜において実技検査を実施した高等学校は18校であった。

ア 実技検査のテーマ（例）

平成30年度入学者選抜における推薦に基づく選抜では、次のような実技検査のテーマが出題された。

- 立体図を基に正面、側面から見た図を作図する。工作用紙で立体模型を製作する。
- 与えられた素材を指示どおりに変形し、それを机の上に置いて用紙に描画する。

イ 実技検査を実施した高等学校長対象アンケート調査結果（回答数18）における主な意見

- カッター、定規、テープ等の扱い方から、工業に関する適性を評価することができた。
- 限られた検査時間の中で、本校を受検した生徒のものづくりに関する適性を的確に評価できるよう検査内容をより一層工夫する必要がある。
- 実技検査問題の作成委員は、授業やその準備、校務分掌の仕事などの通常業務に加え、検査問題の作成に関する業務が増える。勤務時間の中で、検査問題の内容について正確性を担保するだけの十分な作成時間、誤りがないかの点検・確認、校正及び印刷等の時間を確保することが課題である。

ウ 中学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 検査内容は、各高等学校の特色が表れており、その特色に基づいて適切に実施していると考えられる。
- 実技検査実施校を受検する受検者や保護者は、その高等学校が実技検査を実施することに関してその高等学校の特色として理解しており、実技検査実施の有用性について一定程度浸透している。
- 例年と変更がなければよいが、実施する実技検査の内容や、検査を通して評価する受検者の技能や適性など、変更がある場合は、説明会等で説明してほしい。

審議の結果、実技検査については、今後も入学後の専門的な学習を進めていく上で必要な力を適切にみることができるよう、各高等学校が適切に設定し、実施していくことを確認した。

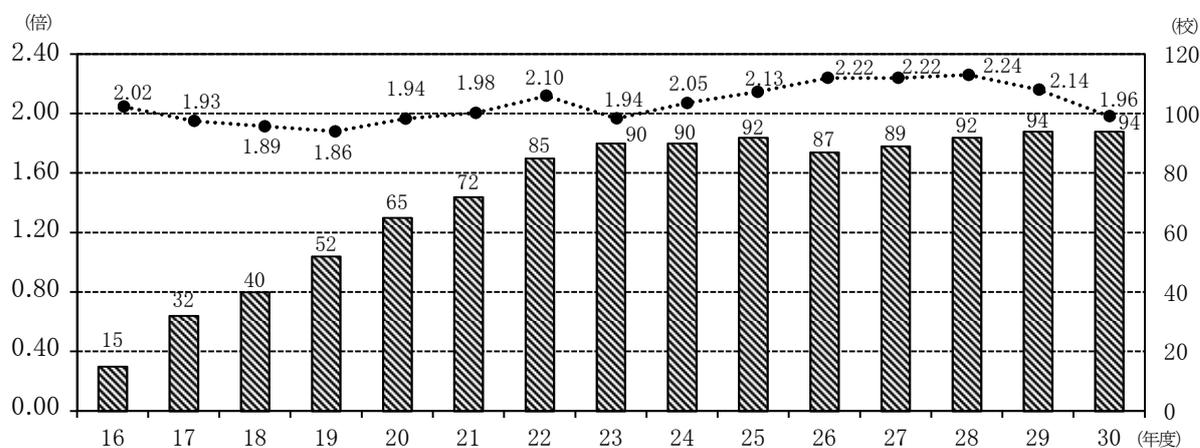
(5) 文化・スポーツ等特別推薦

平成16年度入学者選抜から、文化・スポーツ等に卓越した能力をもつ生徒の個性を一層伸ばさせ、併せて各高等学校の個性化・特色化を推進することを目的として、文化・スポーツ等特別推薦（以下「特別推薦」という。）を導入した。

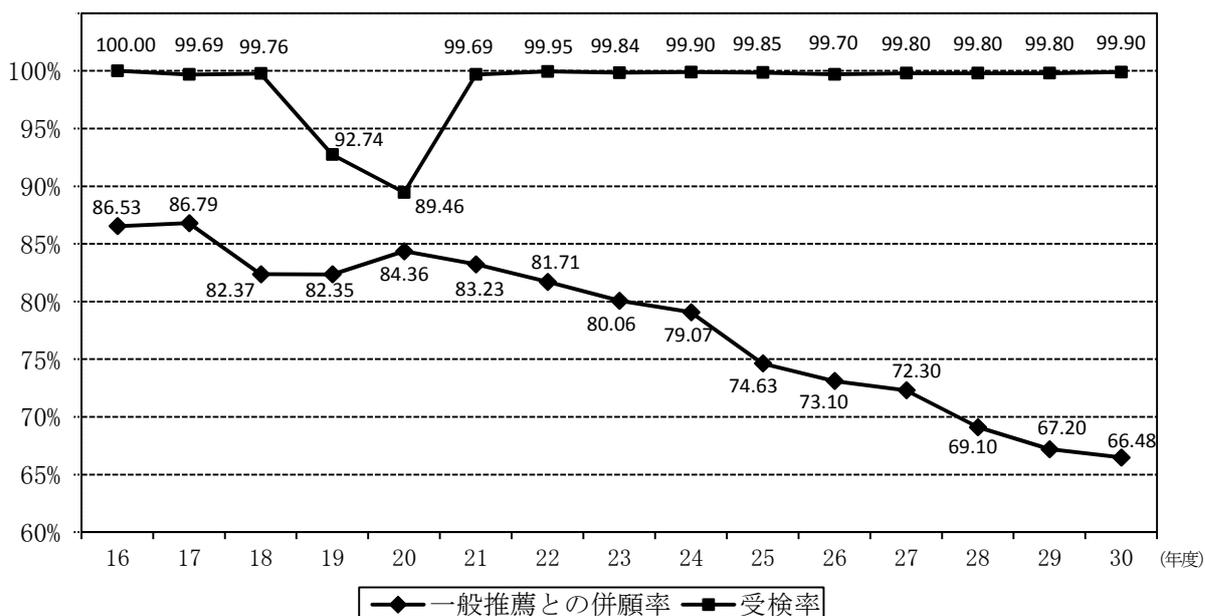
平成30年度入学者選抜においては、推薦に基づく選抜実施校167校のうち94校で実施し、実施種目数は38種目であった。募集人員995人に対し、1,948人が応募した。応募倍率は、1.96倍であり、昨年度より0.18ポイント下降した。

ア 特別推薦における実施状況等

(ア) 実施校数及び応募倍率の推移



(イ) 特別推薦における一般推薦との併願率及び受検率の推移

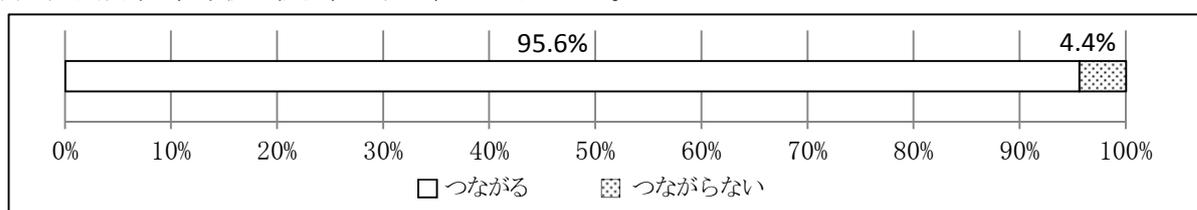


(ウ) 学校の応募倍率別状況

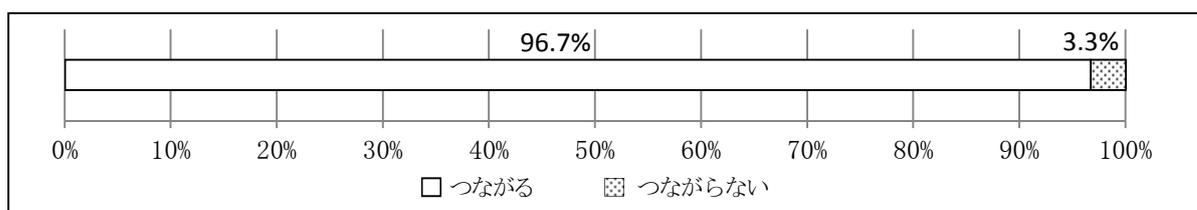
応募倍率	種目数	割合
2.0倍以上	128	43.1%
1.5倍以上2.0倍未満	52	17.5%
1.0倍以上1.5倍未満	58	19.5%
0.5倍以上1.0倍未満	38	12.8%
0.5倍未満	21	7.1%
計	297	100.0%

イ 高等学校長対象アンケート調査結果（回答数94）

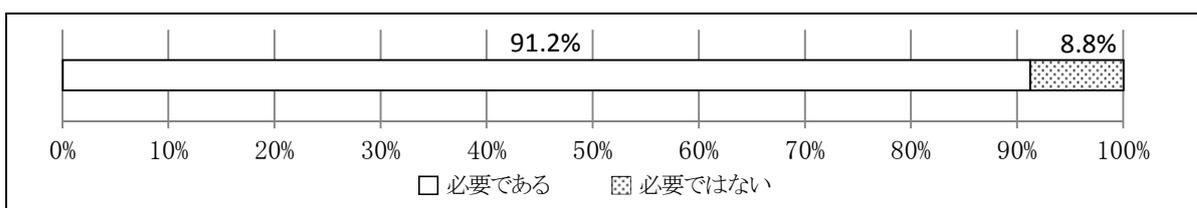
(ア) 特別推薦は、学校の個性化・特色化につながるか。



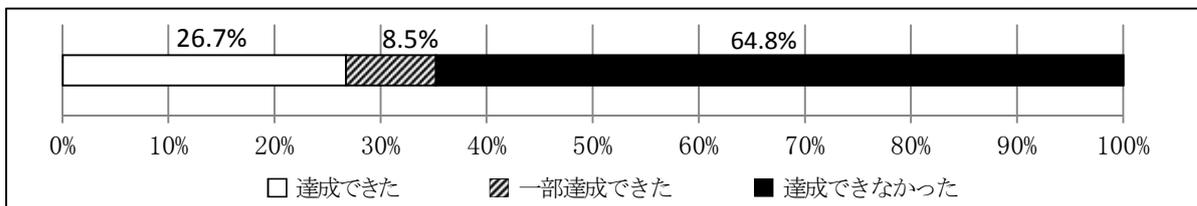
(イ) 特別推薦は、学校の教育活動の活性化につながるか。



(ウ) 特別推薦は、卓越した能力等をもつ生徒を選抜する制度として必要か。

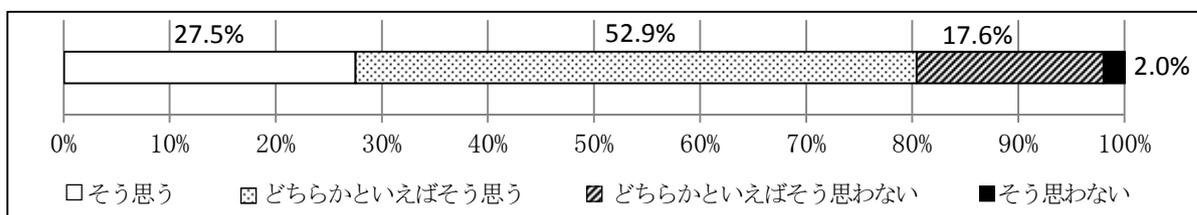


(エ) 平成27年度入学者選抜において設定した特別推薦の数値目標等は達成していますか。

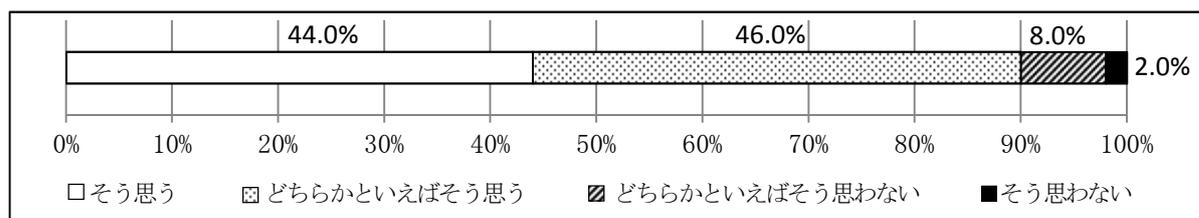


ウ 中学校長対象アンケート調査結果（回答数53）

(ア) 特別推薦は、卓越した能力をもつ受検者の力を評価し選抜する制度として必要か。



(イ) 「志願者の実績等を証明する書類」を実施要綱に明記したことにより、出願の際に提出書類が明確になったと思うか。



エ 高等学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 特別推薦で入学した生徒は、部活動の中心として活躍しており、他の部員により影響を与えている。また、当該の部活動が活発になることにより、特別推薦を実施していない部活動も刺激され、学校全体の部活動の活性化につながっている。
- 特別推薦で入学した生徒は、部活動だけではなく、学習活動でも特別活動でも、あらゆる学校の教育活動において他の生徒の模範になる活躍をしている。
- 一般推薦と併せて特別推薦を実施すると、検査当日の教員や受検者の動きが複雑になり、実施形態も多様になることから、綿密な計画と打合せを行わなければならない。
- 特別推薦は、一般推薦や学力検査に基づく選抜と異なり、学力面を検査で十分に評価できない実態がある。そのため、入学後、他の生徒と学習面において差が生じる場合があるので、放課後や長期休業期間中に補習を実施するなど、学習指導をより丁寧に行う必要がある。

オ 中学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 学習面だけではなく、芸術面、文化面、スポーツ面等を含めて生徒の卓越した能力を評価して選抜することは、生徒の個性を伸長することになり、意義は大きいと考える。
- 特別推薦に出願するに当たり、必要な書類が具体的に明記されたことで、どの程度の実力や実績を高等学校側が求めているのかが受検者や保護者にとって分かりやすくなった。
- 集団スポーツの場合、個人の能力が高くても、特別推薦における実技検査の中で選抜のために編成したチームのメンバーの能力によっては実力を発揮できず、厳しい結果になることがある。集団の中でも実技検査では個人の能力を十分に評価してほしい。
- 志願者の実績について、実施要綱では特別推薦書への記載で代えることができるとしているにもかかわらず、高等学校の窓口で賞状の写し等の提出を求められた。また、実績を証明する書類を必要としながら提出不要となった例もある。実施要綱に明記されて分かりやすくなったが、再度、実施する高等学校として、提出が必要な書類が何であるのかを見直し、入学願書受付時に変更することのないよう明確に示してほしい。

審議の過程で、高等学校からは「硬式野球やサッカーなど多くの学校で実施している種目は、競技人口も多く応募倍率も高い。応募倍率は低いながらも、なぎなたのように実施校が少ない種目の中には、全国大会等での実績を残しているものもあり、各校の特色化につながっている。」「各高等学校の個性化・特色化を推進することを目的に導入した制度であるが、多くの高等学校で同じ種目を実施している状況では、都立高等学校全体を考えたとき、逆に個性や特色がなくなってしまう。特別推薦を導入して15年程になるが、転

換期を迎えているのかもしれない。」「特別推薦で実施している種目を維持することには専門性の高い教員の確保が必要となるが、現状としては非常に厳しい状況である。都立高等学校では教員の異動は必ずあり、外部指導員等により継続して指導しようとする高等学校もあるが、高等学校の対応だけでは難しい。都教育委員会からの組織的な対応・支援を検討してほしい。」という意見があった。中学校からは「卓越した能力をもつ生徒の中には私立高等学校へ進学する実態もあるが、中には都立高等学校に進学し活躍したいと思っている生徒もいる。しかしながら、都立高等学校を特別推薦で受検したくても、その時期に海外遠征等が重なり受検できない生徒もいる。」という意見があった。

また、外部有識者からは「この10年間、高い受検倍率と受検率を維持している一方で、一般推薦との併願率は下がってきている。この状況から、受検者は自身の卓越した能力を都立高等学校に入学して発揮しようとして受検しているのであり、特別推薦の趣旨が十分に周知されていると考えられる。」「今後、東京都においても少子化が進み、各スポーツの競技人口も少なくなっていくことが予想される。文化・スポーツ等特別推薦の実施校や実施する種目数等についても、今後検討が必要になるかもしれない。」という意見があった。

これまでの意見を踏まえて検討した結果、以下のように方向性を確認した。

特別推薦は、各高等学校の個性化・特色化に寄与していることや学校の教育活動を活性化させるために効果的であるとともに、生徒の優れた能力や意欲等を評価する制度であることから、引き続き実施していく。

なお、自校で実施している検査内容や配点等が、学習面も含めて、自校に合った生徒を選抜する方法として機能しているか検証・検討するため、文化・スポーツ等特別推薦で入学した生徒の入学後の状況について引き続き追跡調査を行う必要がある。

(6) 平成31年度入学者選抜以降の基本的な考え方

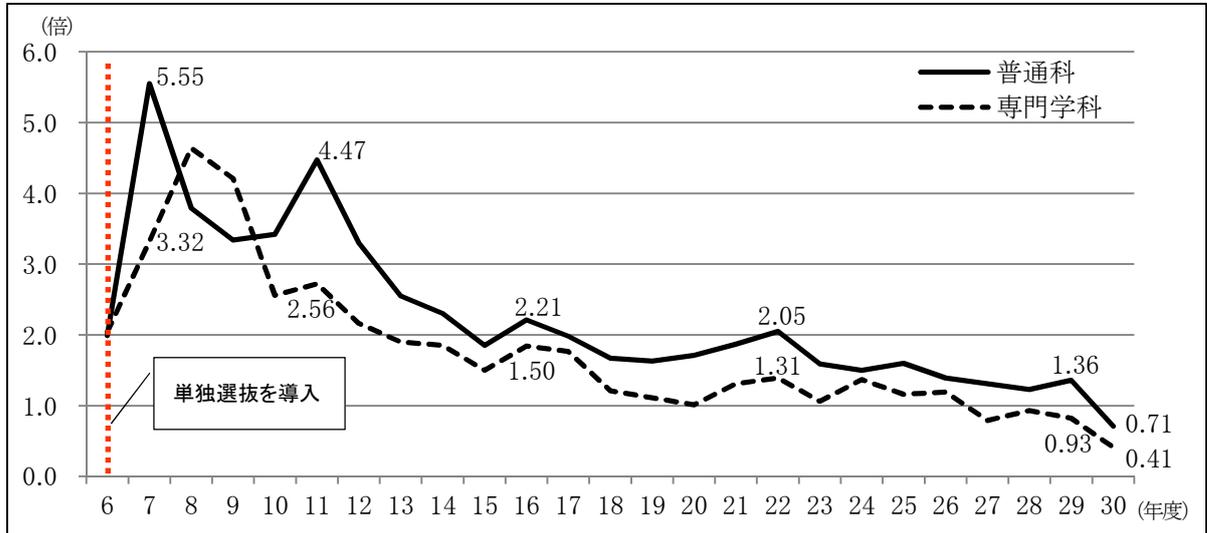
- 実施する高等学校においては、平成25年度入学者選抜からの推薦に基づく選抜の改善により、各検査のテーマの設定や評価方法・評価基準の設定について検証を重ね、自校の特色に合った受検者を選抜することができるように改善が図られてきている。次年度については、これらの選抜方法を継続し、その成果と課題を検証・検討することで更なる改善を図っていく。
- 思考力、判断力、表現力等や、学力検査ではみることのできない受検者の多様な能力を一層評価することができるように、各検査のテーマや課題、検査時間や集団討論の実施人数等、実施方法や内容についての一層の工夫と改善を図る必要がある。また、毎年、面接委員としての教員の面接時の発言等、受検者への配慮に欠ける言動等が課題として挙がっている。校内研修等の実施を通して教員一人一人の人権感覚を高めるとともに、入学者選抜の実施前には、各学校で定める実施要項等を基に、面接等の進め方や受検者の対応で留意する点などを確認し、受検者にとって公平・公正で、安心して受検できる選抜方法になるよう一層の工夫を行うことが必要である。
- 特別推薦は、各高等学校の個性化・特色化に大きく寄与していることや学校の教育活動を活性化させるために効果的であるとともに、生徒の優れた能力や意欲等を評価する制度であることから、引き続き実施する。今後とも文化・スポーツ等特別推薦により入学した生徒に対する追跡調査を行い、検査方法等が自校の求める生徒を選抜するための方法として適切かについて検証する必要がある。

2 学力検査に基づく選抜の改善

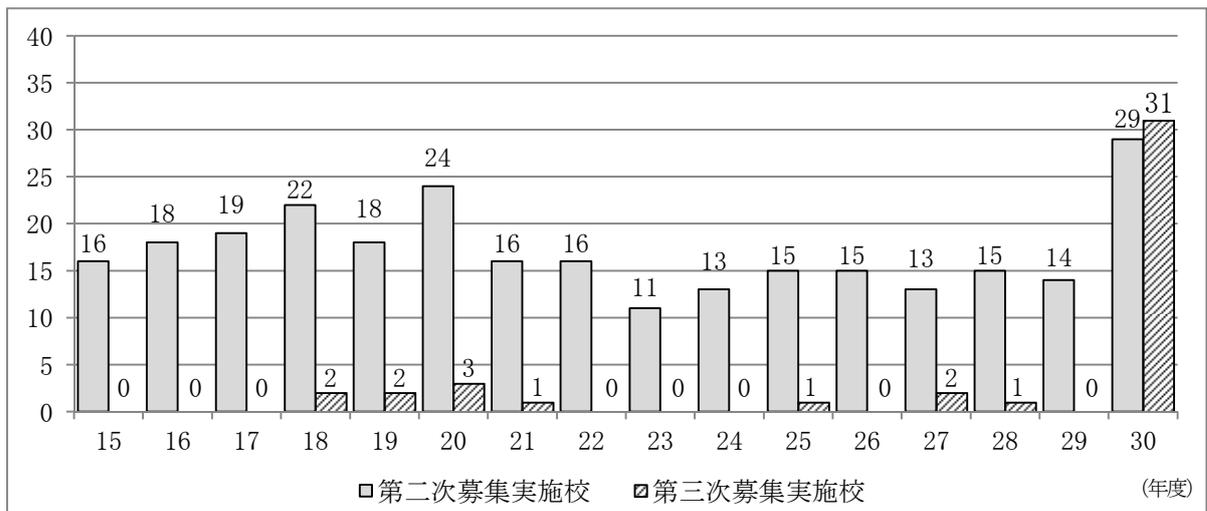
(1) 平成30年度入学者選抜の実施状況について

平成31年度東京都立高等学校入学者選抜の実施に向け、平成30年度東京都立高等学校入学者選抜の実施状況を基に、課題や改善の方向性について協議した。

ア 分割後期・第二次募集：全日制全体受検倍率の推移



イ 第二次募集実施校数及び第三次募集実施校数の推移



高等学校からは「第一次募集・分割前期募集までは例年どおりの応募状況であったが、分割後期募集・全日制第二次募集で状況が大きく変わった。例年であれば、第一次募集・分割前期募集で不合格となり、分割後期募集・全日制第二次募集に応募していた受検者が一定数いたが、平成30年度入学者選抜では、第一次募集・分割前期募集で不合格となり、私立高等学校へ進路を変更した受検者が増加したことが影響している」と考える。」、中学校からは「私立の通信制サポート校への早い時期での進路決定や、他県の広域的な受検が可能な通信制高等学校等への進学、また中学校入学の段階における私立中学校への進学が増加している。保護者や受検者の考え方も以前と比べて多様化している。」という意見があった。

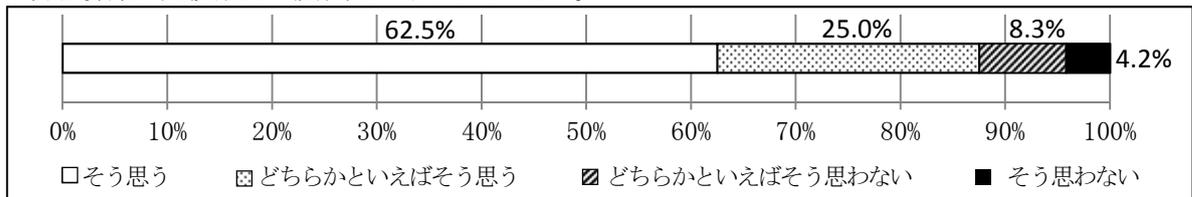
外部有識者からは「就学支援金制度によって、これまで経済的な理由で私立高等学校への入学が難しかった家庭でも、私立高等学校への入学がしやすくなったと考えられる。」「分割募集は意義のある制度である。しかし平成30年度入学者選抜の状況から、分割募集をどうするかという高等学校の入口にあたる議論も大切であるが、進学・就職について都立高等学校としてどのような教育ができるかという、出口にあたる議論も必要である。とりわけ、商業、工業等の専門学科を置く高等学校において、資格を得るなどして就職に強い学校となるように再構築していくことが重要である。」という意見があった。

(2) 分割募集

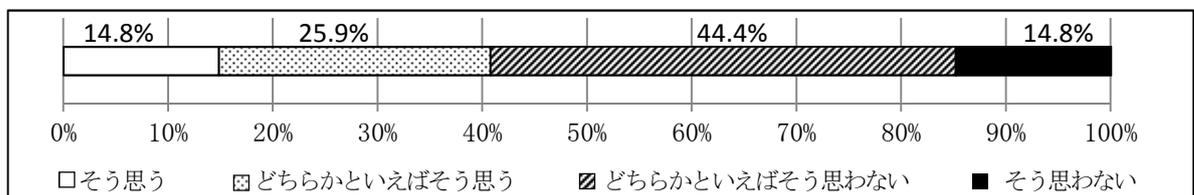
分割募集は、学力検査に基づく選抜の募集人員をあらかじめ分割し、分割前期募集と分割後期募集の2回に分けて選抜を実施することにより、受検者に複数の受検機会を確保し、異なる方法や尺度による入学者選抜を推進するため、平成10年度入学者選抜から導入した。平成30年度入学者選抜においては、全日制高等学校22校（分割後期募集の募集人員は889人）、定時制単位制高等学校5校（分割後期募集の募集人員は606人）、合計27校（分割後期募集の募集人員は1,495人）で実施した。

ア 分割募集実施校における高等学校長対象アンケート調査結果（回答数27）

(ア) 分割募集は受検機会の複数化に寄与しているか。



(イ) 分割募集を実施することで、自校の期待する生徒を選抜することができたか。

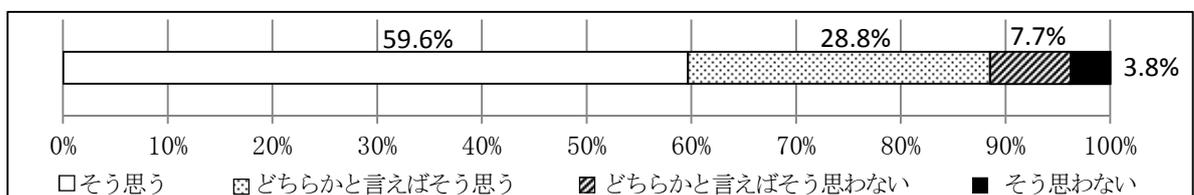


(ウ) 上記(イ)で、自校の期待する生徒を選抜することができなかった学校について、前期募集により合格した受検者（以下「前期募集合格者」という。）と後期募集により合格した受検者（以下「後期募集合格者」という。）とで異なる点は何か。

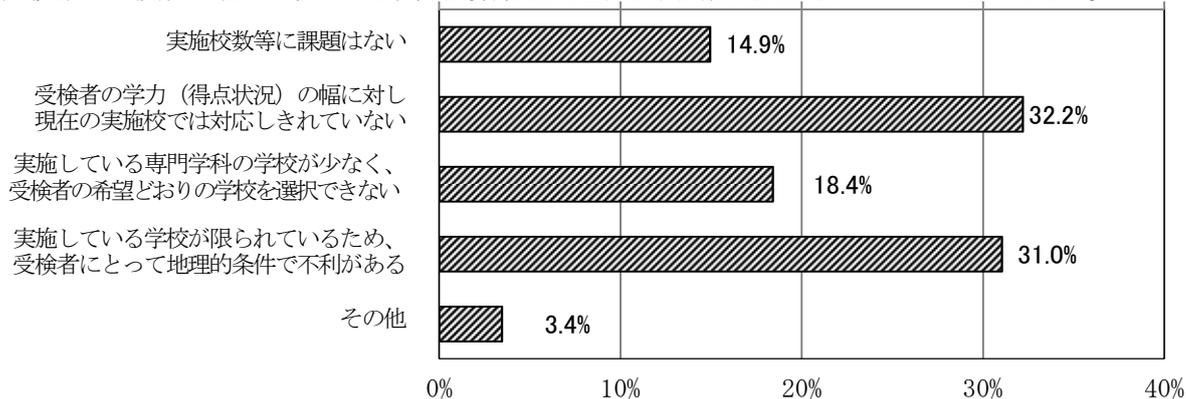
- 都立高等学校の上位校を不合格になった生徒が、入学後の転学・編入学募集での再チャレンジを目的に入学してくるため、学校への帰属意識が高まらない。
- 本校を第一志望としていなかった受検者が、分割後期募集で受検しており、厳しい生活指導が必要な著しく学力が低い生徒がいる中で、学校不適応を起こすことがある。

イ 中学校長対象アンケート調査結果（回答数53）

(ア) 募集人員をあらかじめ前期・後期に分割して検査を行う分割募集は、受検機会の複数化に寄与しているか。



(イ) 受検機会の複数回確保の観点から、分割募集を実施する学校数や校種等について課題があるか。



ウ 高等学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 分割後期募集合格者は、分割前期募集で他校を受検して不合格となりながら、本校において挽回を図ろうとする「やる気」をもった生徒が多く含まれている。また、経済的な理由から都立高等学校への入学を強く希望する家庭があり、受検機会を確保する上でも必要な制度である。
- 推薦選抜に基づく選抜、分割前期募集のいずれでも多くの不合格者を出しながら、分割後期募集では受検人員が募集人員を下回り、第三次募集を実施した。分割後期募集の受検者の中には、第一次募集・分割前期で本校以外を志望していた受検者も多く、推薦に基づく選抜や分割前期募集で本校を第一志望としていた不合格者のことを考えると残念である。

エ 中学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 分割募集によって受検機会が複数回になるとはいえ、もともと第一志望ではなかった受検者が後期募集で合格し、第一志望として分割前期募集にも応募した受検者が不合格となる場合も起こるため、分割前期募集を受検している生徒が有利となるような制度としてほしい。
- 平成30年度入学者選抜では、多くの分割募集実施校で第三次募集を実施した状況から、平成31年度入学者選抜においては、実施校数や募集人員を調整してほしい。

審議の過程で、高等学校からは「近年連続して分割前期募集で受検者が募集人員を大きく上回ったにもかかわらず、平成30年度入学者選抜の分割後期募集で受検者が募集人員を満たさなかった学校もあるため、平成31年度入学者選抜では、各学校の状況を踏まえて前期募集の募集人員を増やすなどの柔軟な対応ができるようにしてほしい。」という意見があった。また、中学校からは「都内公立中学校の生徒の中には、都立高等学校のみを受検する生徒も決して少なくない。そのような生徒にとって、第一次募集・分割前期募集を受検し不合格となった場合、分割後期募集は貴重な受検機会になっている。」という意見があった。

オ 今後の取組の方向性

これらの意見を踏まえて検討した結果、分割募集について、以下のように方向性を確認した。

- 分割募集は、受検の機会を複数回提供できるだけではなく、異なる尺度により、受検者の様々な力を評価することで、多様な生徒を入学させることができることから、継続的に実施する。
- 平成30年度入学者選抜では、分割前期募集の受検倍率が高く、多くの不合格者を出しながら結果的に第三次募集まで実施する高等学校もあったことから、各学校を取り巻く状況等を十分検証した上

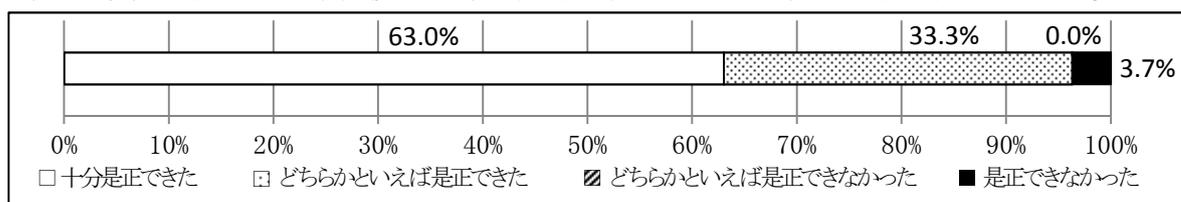
で、真に必要な場合には、分割募集における前期・後期の定員の割合を見直すなど、平成31年度入学者選抜に向けて課題を整理し、改善を図る。

(3) 男女別定員制の緩和

男女別に募集人員を定めている高等学校において、男女間の合格最低点における著しい格差を是正するため、募集人員の9割に相当する人員を男女別の総合成績により合格候補者として決定した後、募集人員の1割に相当する人員を男女合同の総合成績の順に合格候補者として決定する制度として、平成10年度入学者選抜から導入した。平成30年度入学者選抜では、31校で実施した。

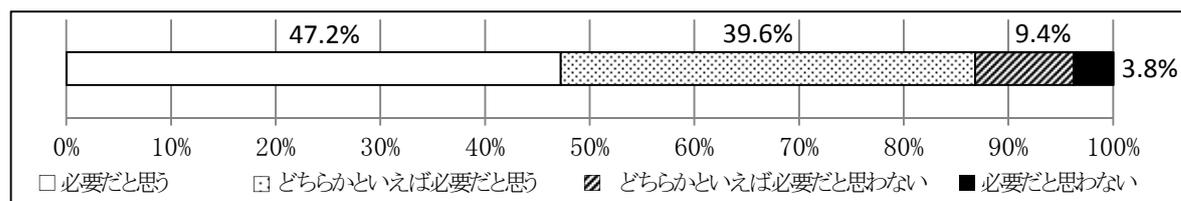
ア 男女別定員制の緩和実施校における高等学校長対象アンケート調査結果（回答数31）

男女別定員制の緩和により、受検者の男女間の合格最低点における著しい格差を是正できたか。



イ 中学校長対象アンケート調査結果（回答数53）

男女別定員制の緩和の制度は必要か。



ウ 高等学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 男女間の学力差が縮まることで授業が円滑に進み、生徒の学力向上につながっている。
- 男女別定員制の緩和により、総合成績の結果によっては、一方の性別では合格であるが、もう一方の性別では不合格という状況のような、性別による不公平感を解消することができた。
- 受検者や保護者の中には、報道発表されている募集人員と合格発表における男女の合格人員の差異を見て疑問を抱くことがあるため、本制度を実施する場合は学校説明会等において、受検者や保護者に対し、本制度の周知を十分に行う必要がある。

エ 中学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 男女別定員制の緩和実施校については、各高等学校の男女別受検倍率の経年変化等を分析し、真に必要なと認められる学校に限定して行うことを継続すべきである。
- 男女合同定員制を実施する課題についてであるが、男女合同定員制である総合学科の合格状況を見ると圧倒的に女子が多くなっている。男女別定員制としている高等学校を男女合同定員制にした場合にどのような状況になるのか、各高等学校の合格者の状況から分析する必要がある。その結果、女子の合格者が増大することが明らかとなれば、男子の進学先の確保に不安が残る。

審議の過程で、中学校からは「高等学校入学後の円滑な教育活動のことを考えると、男女別定員制の緩和は必要な制度である。」「入学者を選抜する際の制度として、男女別定員制の緩和は意義のある制度である

が、緩和の有無にかかわらず、中学校の教育活動そのものは変わるものではない。」という意見があった。高等学校からは「男女別定員制の緩和によって、合格候補者が性別に関係なく、得点結果によって決まることから、受検者にとって納得を得られやすい制度である。」という意見があった。

外部有識者からは「東京都教育委員会は、男女別定員制の緩和を実施する学校がどのように決定するのか、その方針を明示し、より透明性を確保すべきである。」という意見があった。

オ 今後の取組の方向性

これらの意見を踏まえて検討した結果、男女別定員制の緩和について、以下のように方向性を確認した。

○ 男女別定員制の緩和の実施により、男女間の合格最低点における著しい格差を是正するという観点で一定の効果があつたため、平成31年度入学者選抜でも引き続き実施する。

○ 実施校については、平成30年度入学者選抜までの過去4か年分の実績を鑑みて、第一次募集・分割前期募集において男女ともに一定程度の応募倍率があることに加え、過去の実績で男女間の合格最低点に差があり、本制度により合格最低点が一定程度是正されることが期待できる学校に限定して実施する。

なお、平成26年1月に公表した「東京都立高等学校入学者選抜検討委員会報告書」に記載した「男女別定員制から男女合同定員制への移行の可能性について」は、今後も、男女別定員制の緩和を実施してきた成果や近年における受検者の動向などの資料を基に現状を分析するなどして、引き続き検討することが望ましい。

(4) 外国籍の受検者に対する特別措置

学習意欲がありながら日本語に十分習熟していない外国籍の生徒の進路実現を図るため、学力検査に基づく選抜の学力検査問題（第一次募集・分割前期募集及び分割後期募集・全日制第二次募集における学力検査問題の共通問題）及び在京外国人生徒対象の選抜で使用する問題にひらがなのルビを振る措置を平成20年度入学者選抜から導入した。

平成27年度入学者選抜までは国語、数学、外国語（英語）の3教科で受検することが可能な高等学校があったが、平成28年度入学者選抜から第一次募集・分割前期募集における学力検査が原則として5教科となることにより、日本語に十分習熟していない外国籍の生徒については、全日制高等学校への進学が困難になることが想定されたため、積極的に学ぼうとする外国籍の生徒に対する特別措置を検討し、次のように変更して実施した。

外国籍を有し、入国後の在日期間が入学日現在原則として3年以内の者で、外国籍の受検者に対する特別措置を希望する者は、在京外国人生徒の都立高等学校受検に対する学力検査等実施上の措置申請書により、入学願書提出時に志願する都立高校長へ申請する。

措置申請者には共通問題にひらがなのルビを振る措置に加えて、辞書の持込み（電子辞書を除く。）を一部認めることとする。ただし、国語の学力検査については辞書の持込みを認めない。また、辞書の持込みに伴う検査時間の延長については、各教科で10分とする（国語を除く。）。

持ち込める辞書は、希望する外国語について、日本語に対する当該外国語の訳が記載されている辞書1冊、当該外国語に対する日本語の訳が記載されている辞書1冊の合計2冊を原則とする（例：日中辞典と中日辞典）。ただし、辞書に書込みがある場合など、志願先の都立高校長の判断により、提出した辞書が使用できないことがある。

外国籍の受検者に対する特別措置について、本委員会の審議を始める前に、平成29年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会において、専門的な見地から検証・検討する必要があるとし設置された平成29年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会特別部会（以下「特別部会」という。）において検討した内容、特別部会から報告された課題を踏まえ、平成30年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会において検討し、まとまった改善の方向性について整理した。

[在京外国人生徒対象の選抜に関する課題等のまとめ]

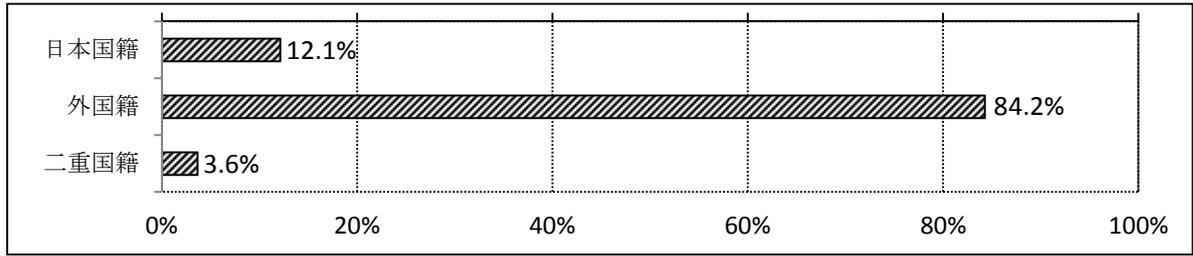
	平成29年度入学者選抜検討委員会特別部会でまとめた課題	平成30年度入学者選抜検討委員会における改善の方向性
措置の対象	<p>① 日本語指導が必要な日本国籍の生徒について、措置対象とするか。また、措置対象とした場合、どのように応募資格審査を行うか。</p> <p>② 措置申請の資格である入国後の在日期間（3年以内）について、拡大する必要があるか。</p>	<p>○ 東京都では外国籍の生徒とともに、日本語指導が必要な日本国籍の生徒も増えている状況があることから、日本語指導が必要な日本国籍の生徒についても、在京外国人生徒対象の選抜を含め、ルビ等の措置対象とする必要がある。ただし、日本国籍の生徒の応募資格の確認方法などについて、今後、十分に検討する必要がある。</p>
措置に伴う課題	<p>① 辞書の持込みは、学力検査における外国籍の受検者に対する措置として継続する必要があるか。</p> <p>② 措置申請の資格である入国後の在日期間（3年以内）について、拡大する必要があるか。</p>	<p>○ 辞書の持込み等の特別措置について、辞書の点検に時間を要することや、辞書の持込みに伴う時間延長の対応等措置上の課題はあるが、辞書の持込みに関して一定の効果があると判断し、継続する。ただし、措置を継続する中で、引き続き、その効果についての検証を行うとともに、平成31年度以降の入学者選抜検討委員会の中で、改めて検討していく。</p>
検査の内容	<p>特別枠ではあるが、入学後は日本人生徒と同じ環境で学習を行うことから、学力検査を実施する必要があるか。</p>	<p>○ 在京外国人生徒対象の選抜における検査では、面接・作文により学習意欲をみることはできるが、学力を評価することができていない状況があり、本選抜で入学した生徒の中には、高等学校で学習する上で困難さを感じている生徒がいる。高等学校入学後の学習に取り組むための学力を評価する必要があることから、面接等に加えて、学力検査の実施について、日程、教科等、更に十分な検討が必要である。</p>
応募資格の確認	<p>外国籍の生徒の応募資格確認について、都教育委員会で一括して応募資格審査を実施することができるか。</p>	<p>○ 各高等学校では、外国籍の生徒の応募資格の審査に関わる業務として、受検者の母語に合わせた対応や、応募資格審査の相談日を複数回設定するなど、様々な対応を行っている。外国籍の生徒の応募資格審査を円滑かつ学校間で差が出ないように実施するため、東京都教育委員会が一括して審査を実施する方向で調整する。</p>

本委員会では、在京外国人生徒対象の選抜に関する課題等のまとめに加え、中学校に在籍する外国籍の生徒及び日本語指導が必要な日本国籍の生徒の実態を把握するために日本語学級において通級による指導を実施する区市立中学校及び当該中学校に在籍する生徒を対象に行ったアンケート調査等の結果を基に、平成31年度入学者選抜以降における外国籍の受検者に対する特別措置の改善策等について検討した。

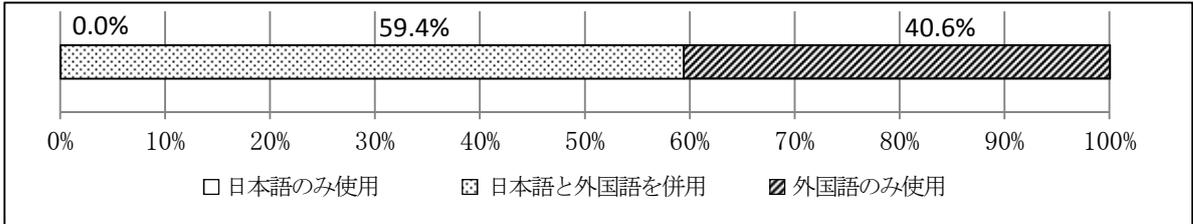
ア 措置の対象について

(ア) 日本語指導を必要とする生徒等対象アンケート調査結果（回答数165）

① 通級指導を受ける生徒の国籍の状況



② 家庭で使用する言語



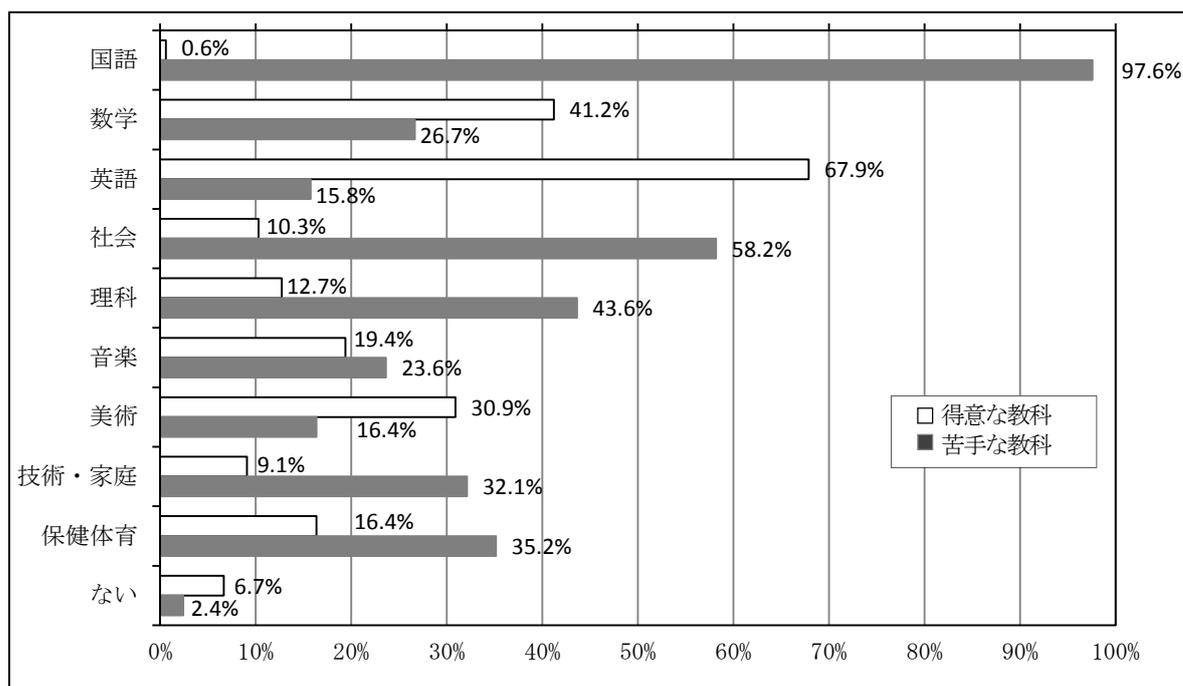
③ 理解と表現に関する質問のクロス集計（入国後の在住期間別）

入国後の在住期間 3年以内		表 現				合 計
		授業中の質問に日本語で答えることができる	先生や友人と日本語で日常会話ができる	簡単な挨拶ぐらいならできる	日本語を話せない	
理 解	授業で使う教科書や黒板に書かれた内容が分かる	23.3%	12.8%	2.3%	0.0%	38.3%
	先生や友人が話している内容が分かる	7.5%	33.1%	5.3%	0.8%	46.6%
	簡単な挨拶ぐらいの言葉なら分かる	0.0%	1.5%	9.8%	0.0%	11.3%
	日本語は分からない	0.0%	0.0%	0.8%	3.0%	3.8%

入国後の在住期間 3年～4年以内		表 現				合 計
		授業中の質問に日本語で答えることができる	先生や友人と日本語で日常会話ができる	簡単な挨拶ぐらいならできる	日本語を話せない	
理 解	授業で使う教科書や黒板に書かれた内容が分かる	50.0%	8.3%	0.0%	0.0%	58.3%
	先生や友人が話している内容が分かる	8.3%	33.3%	0.0%	0.0%	41.7%
	簡単な挨拶ぐらいの言葉なら分かる	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	日本語は分からない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

入国後の在住期間 4年～5年以内		表 現				合 計
		授業中の質問に日本語で答えることができる	先生や友人と日本語で日常会話ができる	簡単な挨拶ぐらいならできる	日本語を話せない	
理 解	授業で使う教科書や黒板に書かれた内容が分かる	62.5%	0.0%	0.0%	0.0%	62.5%
	先生や友人が話している内容が分かる	12.5%	25.0%	0.0%	0.0%	37.5%
	簡単な挨拶ぐらいの言葉なら分かる	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	日本語は分からない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

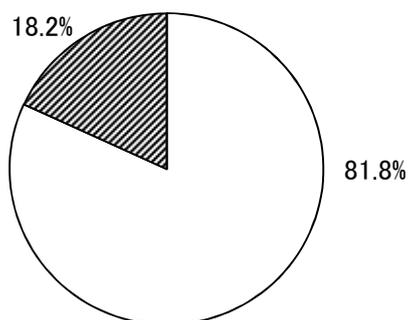
④ 中学校の授業における得意な教科と苦手な教科（複数回答）



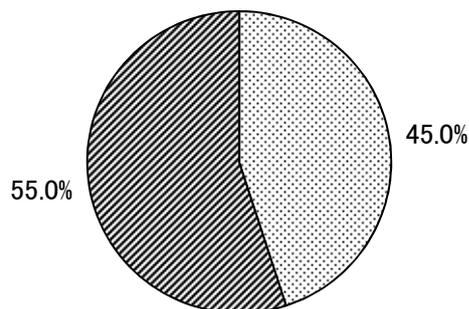
(イ) 日本語学級において通級による指導を実施する区市立中学校対象アンケート調査結果（回答数23）

① 外国籍の生徒と日本国籍の生徒を比べたとき、学習面に違いはあるか。

② 外国籍の生徒の授業の様子について、学習を進める上での日本語の習熟状況はどうか。



□ 学習面に違いはある
▨ 学習面に違いはない

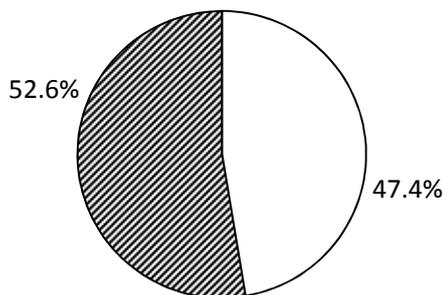


□ 十分に日本語に習熟しており、授業に支障がない
▨ 日本語に習熟しておらず、授業内容が理解できない
▩ 所々分からないところがあるが、個別の説明等で対応できる

<学習面での違いの具体的な内容>

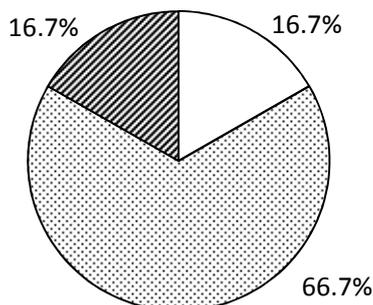
- 日本語に習熟していないため、そもそも学習内容が理解できず得点力も伸びない状況がある。
- 英語や数学が日本より進んでいる国もあれば、かけ算や分数の計算を学習していないなど、国によって学習カリキュラムが異なり、学力に大きな差がある。
- 日常会話はできるが、学習に必要な日本語力を身に付けるには、長い時間がかかる。このことを理解している日本人がほとんどいない。また生徒に日本語力を身に付けさせることができ、外国語が堪能な日本人の教員もほとんどいない。

③ 日本語指導が必要な日本国籍の生徒と外国籍の生徒を比べたとき、学習面に違いはあるか。



□ 学習面に違いはある
 ■ 学習面に違いはない

④ 日本語指導が必要な日本国籍の生徒の授業の様子について、学習を進める上での日本語の習熟状況はどうか。



□ 十分に日本語に習熟しており、授業に支障がない
 ■ 所々分からないところがあるが、個別の説明等で対応できる
 ■ 日本語に習熟しておらず、授業内容が理解できない

<学習面での違いの具体的な内容>

- いわゆるダブルリミテッド（母語及び第二外国語ともに十分に習得していない状況）と言われる生徒が学習する上で困難を来している状況がある。
- 外国籍の生徒と比べ、流ちょうな日本語を話す生徒が多いが日本語の習得が完全ではない。外国語の影響などを受け、文法を間違えていたり、知らない言葉が多かったりする。
- 親が日本人の場合、片言の日本語が話せる生徒もいるが、読み書きは全くできない生徒が多く、他の外国籍生徒と学習面での違いはほとんどない。

イ 措置に伴う課題（外国籍生徒対象の特別措置）について

(ア) 外国籍の受検者に対する特別措置申請状況等

a 課程別の受検状況（単位：人）

	全日制課程			定時制課程			定時制課程単位制		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
ルビのみ	12	9	21	18	15	33	5	4	9
ルビ及び辞書持込み	16	11	27	21	7	28	8	12	20
計	28	20	48	39	22	61	13	16	29

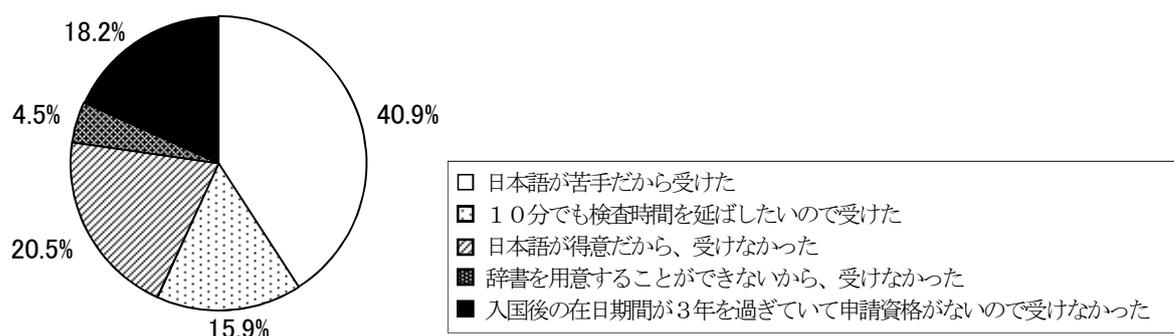
b ルビ（辞書持込み含む。）申請者の課程別申請者数ごとの学校数（単位：校）

	1人	2人	3人	4人	5人	7人	8人	9人	11人	12人	18人	19人	計
全日制課程	15	2	-	1	-	-	-	2	1	-	-	-	21 (52人)
定時制課程	6	5	3	-	1	1	1	-	-	-	-	1	17 (64人)
定時制課程単位制	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	3 (31人)

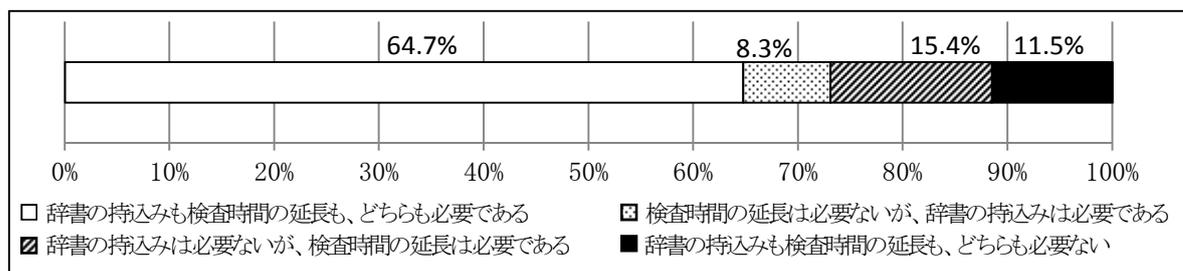
※ 定時制課程単位制は、一橋高校、新宿山吹高校、浅草高校、荻窪高校、砂川高校の5校

(イ) 日本語指導を必要とする生徒等対象アンケート調査結果（回答数165）

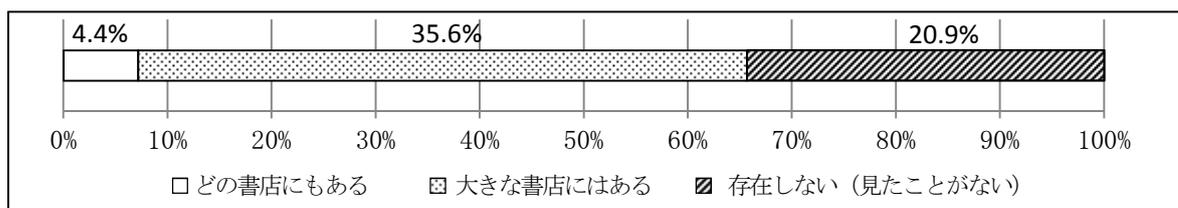
① 都立高校の受検時に、外国籍生徒対象の特別措置を受けたか。（第3学年のみ）



② 在京外国人生徒対象の特別措置について、どう思うか。

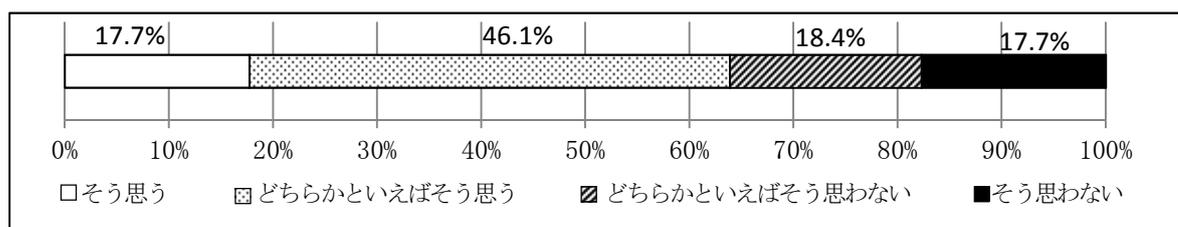


③ 母語を日本語に訳す辞書や、日本語をあなたの母語に訳す辞書は、日本で手に入るか。

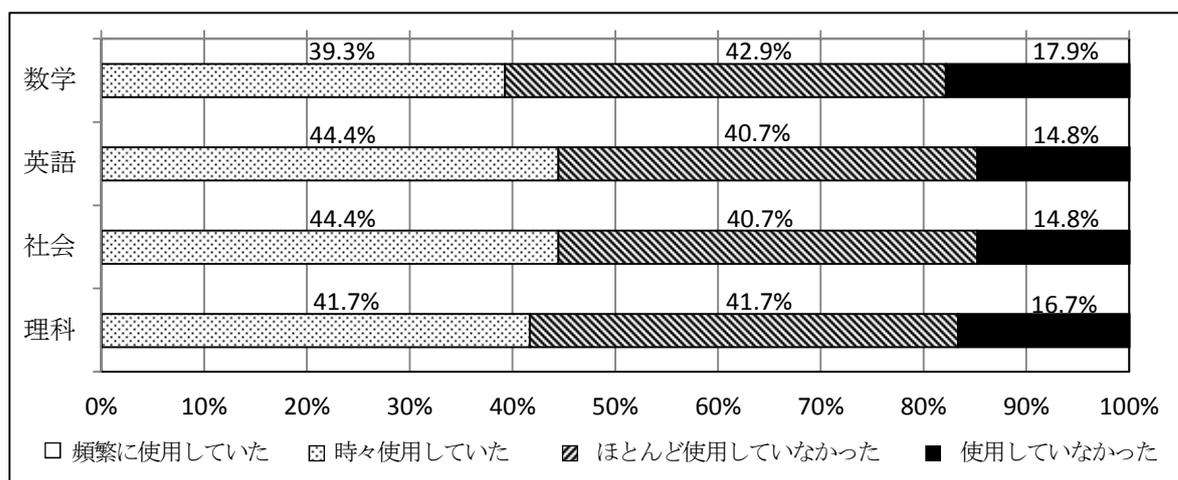


(ウ) 高等学校長対象アンケート調査結果（回答数185）

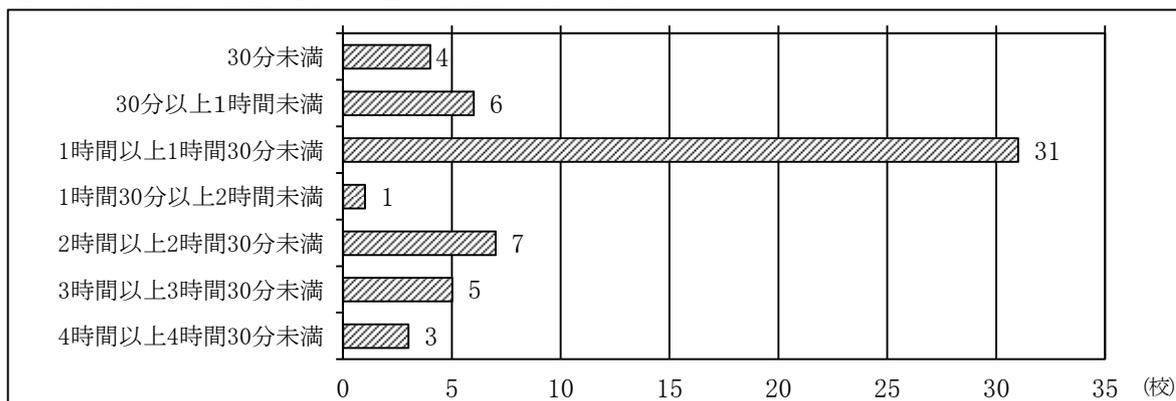
① 「辞書の持込み」及び「辞書の持込みに伴う時間延長」の措置について、措置を希望する外国籍の生徒にとって、効果があったか。



② 各教科における辞書の使用頻度について、受検者はどのくらいの頻度で辞書を使用していたか。



③ 学校が辞書の点検に要した述べ時間数 (単位：校)

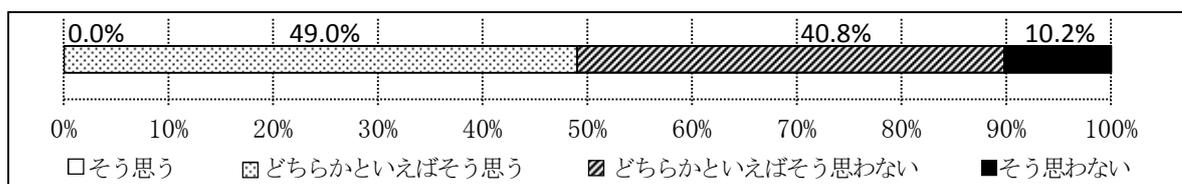


④ 高等学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 外国籍の受検者にとって、日本語の単語の読み方が分かっていても、意味を理解していないことが多いことから、一般の生徒と同じように問題を解くことは困難である。辞書の持込みの措置により、日本語を十分に習熟していない受検者が不利にならないよう配慮できると考える。
- 本校を受検した生徒は、学力検査の際に持ち込んだ辞書を使用し、問題に取り組んでいた。真に措置の必要な受検者にとっては、必要な措置だと言える。
- 検査会場で、持ち込んだ辞書を活用する場面がほとんどないと監督教員から聞いている。辞書を持ち込むことによる検査時間の延長のためだけに申請している受検者も中に入ると考えられる。
- 検査時間が長くなるので受検が有利になると考え、取りあえず申請しようとする受検者がいる。また、外国人を支援する人たちの中には、ルビ振りの措置だけではなく、辞書持込みの措置申請をするよう助言している人もいると聞いている。本当にこの制度を必要とする生徒のためになっているのかが不明である。
- 辞書によってはページ数が多く、受検者の使用する辞書の点検に時間と労力を要する。申請者が多数の場合は辞書の点検に多くの時間を要することになり、そのために人員を割かれると、他の入学者選抜業務に支障が出てくる。

(エ) 中学校長対象アンケート調査結果 (回答数53)

- ① 「辞書の持込み」及び「辞書の持込みに伴う時間延長」の措置について、措置を希望する外国籍の生徒にとって、効果があったか。



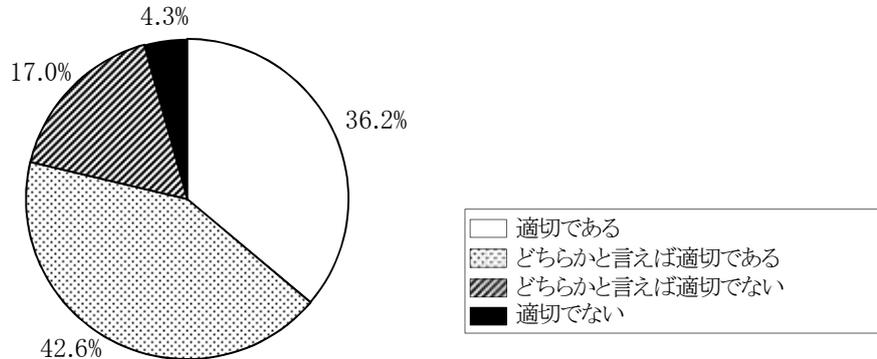
② 中学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 日本語の理解に課題のある生徒にとって、辞書を持ち込むことにより、受検する上での言語のハンディキャップを多少なりとも軽減することができたと考えられる。
- 外国籍の受検者には、一般の受検者とは違う受検に対する不安等があったと思う。辞書の持込みや、それに伴う時間延長によって、外国籍の生徒にとって精神面での余裕が多少なりともできたと考えられる。
- 心理的な配慮という点で効果はあるかもしれないが、一般の受検者やルビのみの措置申請をした受検者と比べて過度な措置のように思う。他の受検者と比較したとき、選抜が適正に行われたと言ってよいか疑問である。
- 言語によっては、辞書を準備できない状況がある。措置申請によって中学校長が必要性を保証すれば、時間の延長のみでも認めるべきである。

ウ 検査内容について

(ア) 在京外国人生徒対象の募集実施高等学校長対象アンケート調査結果（回答数6）

- ① 在京外国人生徒対象の選抜では、作文及び面接のほか、必要があれば校長の判断で学力検査を実施することができるとしているが、このことは生徒の適性や入学後の学習の観点から適切か。

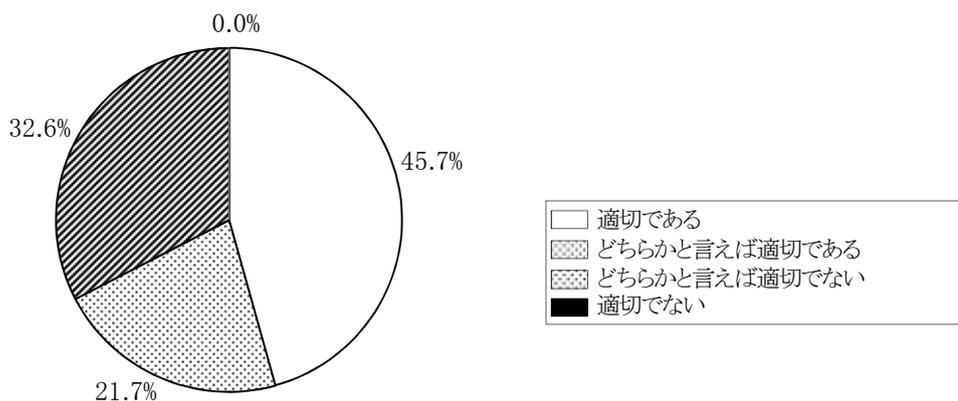


② 在京外国人生徒対象の募集実施高等学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 国によって学習状況が異なるため、学力検査を課すことは難しいが、何かしらの学力をはかるための検査を設定することで、本校の授業についていけるだけの学力を担保する必要がある。
- 外国籍の生徒の学力を統一的に評価する検査問題がないことから、現行の共通問題とは別の検査問題が必要となる。どのような検査問題を実施すればよいか、自校で作成する場合の負担や検査を実施する日程など課題は多い。

(イ) 中学校長対象アンケート調査結果（回答数53）

- ① 在京外国人生徒対象の選抜では、作文及び面接のほか、必要があれば校長の判断で学力検査を実施することができるとしているが、このことは生徒の適性や入学後の学習の観点から適切か。



② 在京外国人生徒対象の募集実施高等学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 本来能力があり、入学後の学力向上が期待できるにもかかわらず、現行の面接・作文では、選択できる言語は日本語又は英語であり、それ以外の言語の受検者にとっては検査段階では不利になっている。言語の種類に関係なく、受けられる検査問題が必要になる。
- 高校入学後の授業・学習のことを考えると、在京外国籍の生徒であっても、学力検査はある程度必要だと考える。しかしながら、学力検査を実施する教科や検査問題の内容等について、十分な検討が必要であると考え。
- 学力検査では、本人の学習状況や資質・能力等を十分にはかることができないため、学力検査のみとすることは適切ではない。

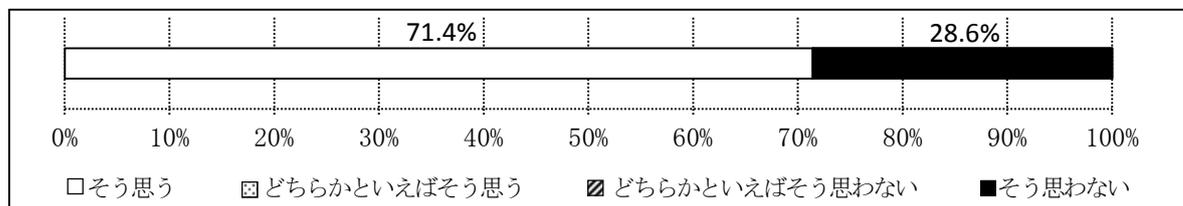
審議の過程で、中学校からは「在京外国人対象の選抜における学力検査については、日本語能力と学力とは別であるから、数学や英語のように日本語能力で差がつかない教科であれば実施してもよいと考える。あわせて、日本語の授業についていけるか日本語能力を確認する検査を実施してはどうか。ただし、学力検査の日程をどのように設定するかが課題である。」という意見があった。高等学校からは「公平性を確保するため、在京外国人生徒対象の選抜において学力検査を実施することに肯定的な意見もある。しかし、仮に日程を第一次募集・分割前期募集と同日程にすると、その分受検機会を減らすことになり、簡単に結論は出せない。また国籍や生育環境等、受検者の状況は様々であるため、在京外国人生徒に対して検査科目・検査時間などをどのように設定するのがよいかを決めるのは大変難しい課題である。」という意見があった。

エ 応募資格の確認（都教育委員会による外国籍生徒の応募資格確認の実施）について

平成30年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会での「外国籍の生徒の応募資格審査を円滑かつ学校間で差が出ないように実施するため、都教育委員会が一括して審査を実施する方向で調整する。」という改善の方向性に基づき、平成30年度入学者選抜から、これまで各高等学校で行ってきた在京外国人生徒対象の選抜における応募資格の確認を、各高校に加え、都教育委員会においても、在京外国人生徒対象4月入学生徒の選抜における応募資格の事前確認を実施し、応募資格を有する受検者に「応募資格確認証」を発行することとした。

(ア) 高等学校長対象アンケート調査結果（回答数185）

- ① 都教育委員会において事前応募資格確認を受け、受検資格があると認めた場合、「応募資格確認証」を発行しました。このことは、各学校における応募資格の確認を円滑に行う上で有効であったか。



- ② 平成30年度入学者選抜における応募資格確認が必要な受検者のうち、「応募資格確認証」を持参した受検者数及び持参しなかった受検者数

	「応募資格確認証」について	
	持参した受検者	持参しなかった受検者
在京外国人生徒	34人	228人

③ 高等学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 中学校経由でない外国籍生徒の応募資格確認は、煩雑で時間を要する。都教育委員会による応募資格の確認により、応募資格確認がスムーズにでき、受付業務の負担が軽減された。
- 都教育委員会で応募資格を確認しても、結局、入学願書提出時に校内で同様の確認をしているので意味がない。都教育委員会で確認したのであれば、入学願書提出時は都教育委員会が発行する応募資格に関する証明書のみを受け付けるようにした方が、書類確認の手間が少なくてよい。
- 都教育委員会で応募資格審査を実施しても相談に行かず、学校に対しても事前相談がないまま、入学願書受付時に突然、出願に来る受検者がいる。そのため、書類確認等に時間がかかり、全体の受付にも影響がある。在京外国人生徒の応募資格については応募資格審査を一元化し、「応募資格確認証」を発行していただきたい。
- 応募資格を含めて入学者選抜に熟知した担当者が異動等により変わることがあり、継続的に精度の高い審査を行うことが困難である。また、応募資格の確認が日本語、英語以外になることもあり、対応に苦慮している状況がある。都教育委員会で統一した応募資格の確認をしてほしい。

審議の課程で、中学校からは「東京都においては、外国籍の生徒とともに、日本国籍で日本語を母語としない生徒も増加傾向にある。外国籍の生徒に限らず日本国籍を有している生徒の中にも、日本語指導が必要な生徒は少なくない。入学者選抜において、日本語指導が必要な日本国籍の生徒に対しても、共通問題でルビを振る措置の対応を可能としていただきたい。」「在京外国人対象の選抜における学力検査については、日本語能力と学力とは別であるから、数学や英語のように日本語能力で差がつかない教科であれば実施してもよいと考える。また、日本語の授業についていけるか日本語能力を確認する検査を実施する必要もある。ただし、学力検査の日程をどのように設定するかが課題である。」という意見があった。高等学校からは「持ち込まれた辞書の点検では、1ページずつ書込み等の有無を確認するため非常に大変である。しかしながら、辞書を活用しているという受検者等からのアンケート結果を見ると、辞書の持込みは必要な措置である。」「公平性を確保するため、在京外国人生徒対象の選抜において学力検査を実施することに肯定的な意見もある。しかし、第一次募集・分割前期募集と同日程で実施することになれば受検機会が1回減ることになり、簡単に結論は出せない。また、どのような学力検査をするのがよいかを決定することも難しい課題である。」「平成30年度入学者選抜では、東京都庁を会場に、都教育委員会の担当者で事前応募資格確認を実施した。学校として助かったが様々な課題もあった。平成31年度入学者選抜では、都教育委員会の実施する事前応募資格確認に、在京外国人生徒対象の選抜実施校がブースを出して参加するようになれば課題も解消し、より良い事前応募資格確認が実施できると考える。」という意見があった。

オ 今後の取組の方向性

これまでの意見を踏まえて検討した結果、外国籍の受検者に対する特別措置について、以下のように方向性を確認した。

- 学力検査等にひらがなのルビを振る措置対象について

外国籍の生徒の中には、日本語を十分に習熟していないために特別な措置が必要でありながら、入学日現在の在日期間が3年を超えるために措置を申請できない生徒がいる。また、同じような状況ながら引揚生徒対象の応募資格については、引き揚げ後に小学校第4学年以上の学年に入学したものとしている。このことから、在京外国人生徒の特別措置については、引揚生徒対象の応募資格にそらえる。

また、東京都では外国籍の生徒とともに、日本語指導が必要な日本国籍の生徒も増えている状況があることから、日本語指導が必要な日本国籍の生徒についても、在京外国人生徒対象の選抜を含め、ルビ振りの措置対象にすることが望ましい。具体的な措置申請の条件や措置申請の手続き等については、次の改善の方向性に基づき、平成31年度入学者選抜からの実施に向けて調整する。

[学力検査等にひらがなのルビを振る措置対象変更の方向性]

		現 行	改善の方向性
措置申請のための条件	国籍	外国籍を有する者 (二重国籍を含む。)	問わない。
	在日 期間	入国後の在日期間が入学日現在 原則として3年以内の者	入国後の在日期間が入学日現在原則として6年以内 の者
	学習 実態	問わない。	○ 中学校在学期間中に日本語指導を受けている者 ○ 日本語が未習熟のため特別な配慮を要する者(中 学校における学習実態等) ※ 生徒が在籍する中学校長が、措置申請書により、 生徒の中学校における学習実態等を証明する。

- 辞書の持込み及び検査時間の延長の措置対象については、従来どおり外国籍を有し、入国後の在日期間が入学日現在3年以内の者とするが、母語によっては辞書を入手できない状況があることや、学力検査中に辞書をほとんど使用していない状況があることから、措置を継続する中で、その効果について検証を行うとともに、措置内容や措置対象などについても、平成32年度以降の入学者選抜検討委員会の中で改めて検討していく。
- 在京外国人対象の選抜における学力検査の実施について
高等学校入学後の学習についていくための学力を評価する必要があるが、推薦に基づく選抜と学力検査に基づく選抜の間に、在京外国人対象の選抜の学力検査を実施することになると、実施校の負担が大きく日程の調整が必要である。また、学力検査の実施科目や日本語能力検査の実施の必要性など、課題も多いことから、引き続き十分な検討が必要である。
- 都教育委員会による外国籍生徒の応募資格確認の実施について
平成30年度入学者選抜から実施した都教育委員会による外国籍の生徒の事前応募資格確認については、当該高等学校における応募資格審査に関わる業務の負担軽減に一定の効果があったが、事前応募資格確認を受けずに出願した受検者の方が多い状況があった。今年度は、都教育委員会ホームページで関係する高等学校において実施時期等の周知を十分行うとともに、より充実した内容で実施できるよう、高等学校の教職員の参加や実施回数を増やすなどの改善を図る。

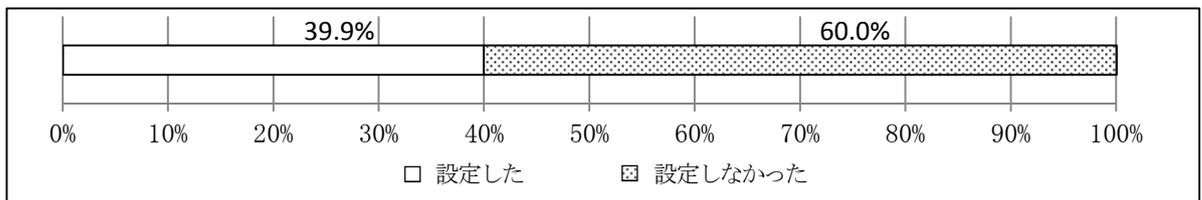
3 再発防止・改善策に基づく採点・点検の取組

(1) マークシート方式の全校導入による採点誤りの再発防止

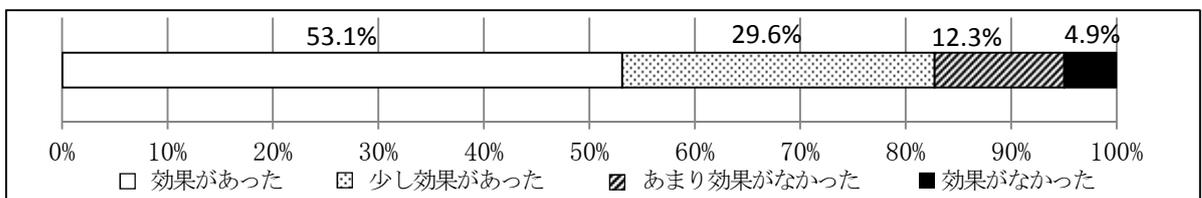
平成26年度入学者選抜で判明した都立高等学校の入学者選抜における学力検査問題の採点誤りを受け、平成26年5月に「都立高等学校入試調査・改善委員会」を設置し、同年8月「都立高等学校入試の採点誤りに関する再発防止・改善策」を策定した。その中で再発防止・改善策の一つとして、平成28年度入学者選抜から、共通問題を使用する島しょ地域を除いた全ての学校においてマークシート方式を全校導入し、デジタル採点システムによる採点を実施した。また、平成29年度入学者選抜においては、選考資料や各種様式等をデジタル採点システムから出力できるようにするなどの改善を図った。さらに、平成30年度入学者選抜では、国語の解答用紙の変更などの改善を図った。

ア 高等学校長対象アンケート調査結果

(ア) 部分点のある記述式問題の採点については、「誤字・脱字の見落とし」「採点基準の不統一」等を防止するため、2系統による採点・点検に加え、誤字や脱字等に特化して確認を行う系統（3系統目）を設定したか。（回答数213）



(イ) 誤字や脱字等に特化して確認を行う系統（3系統目）を設定したことは、採点の誤りを防ぐ上で効果があったか。（誤字や脱字等に特化して確認を行う系統（3系統目）を設定した85校のみ回答）

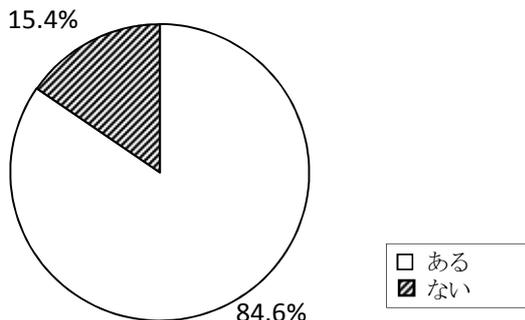


(ウ) 高等学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 当該教科を専門とする採点委員は記述された内容を注視し、誤字・脱字を見落とししてしまう可能性がある。このことを考慮し、他の教科を専門とする採点委員を3系統目の担当とすることで、記述内容に関係なく誤字・脱字等を確認することができ、採点の誤りを防ぐことができた。
- 誤字や脱字の点検のために膨大な時間がかかる。誤字や脱字の基準を明確にしておく必要がある。しかしながら、誤字に関する採点基準について、全員が共通認識をもつことが難しい。
- 一見正答と思われる漢字を書く受検者が多く、誤字と判断しにくい字が多数ある状況である。見落としがないようにするための工夫を更に考えなくてはならない。
- 学力検査問題自校作成校は、国語、数学、英語において共通問題よりも記述部分が多い。採点誤りの再発防止に向けて、採点や採点した答案を複数の者で確認できるような体制を整えているが、点検・確認に要する時間や教員にかかる負担が毎年課題になっている。

イ 中学校長対象のアンケート調査結果（回答数53）

(ア) マークシート方式を全面導入して3年目となるが、マークシート方式による入学者選抜を継続するに当たり、懸念する点や課題はあるか。



(イ) (ア)に関する中学校長の主な意見

- 平成30年度入学者選抜の国語のマークシートの変更で、解答欄の大きさが変わることは問題なかったが、配置が変わったことについては少なからず生徒に動揺があった。変更があるならば年度当初に周知してほしかった。
- 2年生までにはマークシートを使用しておらず、新しい3年生にとってはマークシートに不慣れである状況は変わらない。マークシートに慣れさせるために、都教育委員会からサンプル解答用紙を配布してほしい。
- 新学習指導要領や大学入試改革を踏まえ、思考力、判断力、表現力をはかることができる問題の充実も必要である中、マークシート方式でそれらの力をどのように評価するかが難しい。
- 数学においては、解答する形から、答えが整数になるか、分数になるか、根号が付くかなどが分かってしまうので、解き方を類推することもできてしまう。

審議の過程で、中学校長からは「マークシート方式を導入し、記述式問題が減ることで、確かに採点誤りの防止にはつながっているが、中学校の授業では、課題解決型の授業や討論などを行っており、記号選択式の問題が多い現行の学力検査問題では、受検者の力を評価し切れているとは言えないのではないかと。生徒の学習実態を踏まえた出題方法を更に工夫する必要がある。」という意見があった。また、高等学校からは「読取方法の改善によりダブルマークやノーマークの検知数が減り、大きな効果があった。また、採点ソフトが改善されて使いやすいものとなり、初めて教務部を担当する教員であっても円滑に採点・点検業務を実施することができた。」「中学校において、マークシートの塗り方について指導していることは十分理解しているが、いまだに受検番号の塗り間違いが発生している状況がある。マークシートの塗り方等の更なる徹底のために、中学校での指導に加えて学力検査の実施時に学力検査の監督者からも注意喚起した方がよいのではないかと。」という意見があった。

ウ 今後の取組の方向性

これらの意見を踏まえて、以下のように方向性をまとめた。

- マークシート方式における正確で効率の良い採点・点検に資するため、採点ソフトの機能の追加、解答用紙の工夫等の改善を行い、一定の成果を収めることができた。今後も引き続き、採点誤りをゼロに近付ける取組を行うとともに、学校における働き方改革の視点から、採点・点検の更なる効率化、採点システムを推薦に基づく選抜など他の選抜でも対応させるなどの改善を進めていく必要がある。

- マークシート方式による出題が多い現行の学力検査問題においても受検者の思考力等を一層みることができるよう、生徒の学習実態や大学入試改革の考え方を踏まえ、記号選択式問題の解答方法を工夫したり、記述式問題を適切に設定したりするなど、一層の工夫・改善が必要である。
- 2系統に加え、誤字・脱字等に特化して行う3系統目による点検が、採点誤りの防止に効果があることから、継続して実施する。一方で、国語、英語において3系統目を設定しない学校が多くあることから、高等学校が期待する生徒の学力や中学校での学習を評価するという点で、各高等学校の評価基準を見直し、3系統目を適切に設定する必要がある。

(2) 他校同士の相互点検

再発防止・改善策の一つとして、合格発表後、採点・点検の適正な実施を客観的に確認するため、採点済みの解答用紙を複数の高等学校間で交換し、点検を行う相互点検を実施している。本委員会において、平成30年度入学者選抜において実施した他校同士の相互点検の結果について検証を行った。

ア 他校同士の相互点検の結果

〔実施時期〕 平成30年3月3日（金）から同月24日（金）まで

〔対象〕 第一次募集・分割前期募集及び分割後期募集・全日制第二次募集で学力検査を行った学校

※ 島しょの学校及び受検倍率1倍以下で不合格者の無かった学校（課程）は対象外

○ 第一次募集・分割前期募集 142校(全日制 136校 定時制 6校)

○ 分割後期募集・第二次募集 7校(全日制 5校 定時制 2校)

本点検の採点誤りは、37校72件であった。そのうち、各学校で合格発表日前までに採点期間中に実施する合否ボーダーライン上下15点の点検対象者に該当する誤りが、5校7件であった。

また、部分点のある記述式問題の採点の誤りを防止するため、2系統による採点・点検とは別に実施する誤字・脱字等の表記の確認に特化した系統3に該当する誤りは、22件であった。

審議の中で、中学校からは「高等学校では相互点検という制度によって丁寧に点検しており、採点誤りの件数も減少していることから採点の信頼性が高まっている。中学校でも出願手続き書類、調査書や成績一覧表の誤りのない作成に向けて丁寧に確実な作業を行い更に精度を上げたい。」という意見があった。高等学校からは「合格発表までの短い期間ではあるが、マークシート方式による効率的な採点が可能となった分、合否の入れ替わりが起らないように、限られた時間の中で時間をかけて採点・点検していくことが、都民からの信頼を得ていくためには必要である。」という意見があった。

イ 今後の取組の方向性

これらの意見を踏まえて、以下のように方向性をまとめた。

- マークシート方式は、効率的な採点や採点誤りの防止という観点からは、一定の成果が出ている。また、他校同士の相互点検は、合否の入れ替わりを防ぐとともに、採点・点検の適正な実施を客観的に確認するために有効であることから、引き続き実施する。
- 採点誤りの8割近くを国語が占めており、誤りの原因としては漢字やひらがなの誤字の見逃しによるところがほとんどである。誤字・脱字に関する採点誤りを防止する対策を立て、各高等学校に周知する必要がある。

(資料) 他校同士の相互点検結果の比較

〔対象〕 第一次募集・分割前期募集、分割後期募集・第二次募集（全日制）において、学力検査を行う学校（島しょの学校及び実質倍率が1倍以下で、不合格者が出ない学校（課程）を除く。）

平成30年度入学者選抜

【他校同士の相互点検における採点誤りの発見状況】（37校72件）

		国語	数学	英語	社会	理科	総計
記号選択式問題	①正答を誤答として採点した	0	0	0	0	0	0
	②誤答を正答として採点した	4	0	—	—	—	4
	③入力誤り	45	1	—	—	—	46
部分点のない記述式問題	①正答を誤答として採点した	0	0	—	—	—	0
	②誤答を正答として採点した	0	0	—	—	—	0
	③入力誤り	0	0	—	—	—	0
	④誤答を正答として採点した	4	0	0	0	0	4
	⑤部分点を与えていなかった	0	0	0	0	0	0
部分点のある記述式問題	③誤って部分点を与えた	7	0	3	8	0	18
	④部分点の基準等が不統一	0	0	0	0	0	0
	⑤入力誤り	0	0	0	0	0	0
総計		60	1	3	8	0	72

■ 誤字・脱字等の表記に関する誤りの状況（部分点のある記述式問題）

		国語	数学	英語	社会	理科	総計
系統3に該当する誤り		11	0	3	8	0	22

■ ボーダーライン点検との関係

72件のうち、ボーダーライン点検対象者に該当するもの 7件

平成29年度入学者選抜

【他校同士の相互点検における採点誤りの発見状況】（52校188件）

		国語	数学	英語	社会	理科	総計
記号選択式問題	①正答を誤答として採点した	0	0	0	0	0	0
	②誤答を正答として採点した	1	33	—	0	—	34
	③入力誤り	23	6	—	1	—	30
部分点のない記述式問題	①正答を誤答として採点した	0	0	—	0	—	0
	②誤答を正答として採点した	0	0	—	0	—	0
	③入力誤り	0	0	—	0	—	0
	④誤答を正答として採点した	0	1	0	0	0	1
	⑤部分点を与えていなかった	3	3	0	0	0	6
部分点のある記述式問題	③誤って部分点を与えた	69	19	15	7	7	117
	④部分点の基準等が不統一	0	0	0	0	0	0
	⑤入力誤り	0	0	0	0	0	0
総計		96	62	15	8	7	188

■ 誤字・脱字等の表記に関する誤りの状況（部分点のある記述式問題）

		国語	数学	英語	社会	理科	総計
系統3に該当する誤り		73	22	13	7	7	122

■ ボーダーライン点検との関係

188件のうち、ボーダーライン点検対象者に該当するもの 26件

平成28年度入学者選抜

【他校同士の相互点検における採点誤りの発見状況】（73校253件）

		国語	数学	英語	社会	理科	総計
記号選択式問題	①正答を誤答として採点した	0	0	0	1	0	1
	②誤答を正答として採点した	2	2	0	0	0	4
	③入力誤り	27	1	2	17	0	47
部分点のない記述式問題	①正答を誤答として採点した	1	0	0	0	0	1
	②誤答を正答として採点した	0	0	—	—	—	0
	③入力誤り	0	0	—	—	—	0
	④誤答を正答として採点した	0	0	0	0	0	0
	⑤部分点を与えていなかった	12	0	5	2	0	19
部分点のある記述式問題	③誤って部分点を与えた	62	1	62	41	0	166
	④部分点の基準等が不統一	0	0	8	0	3	11
	⑤入力誤り	0	0	2	1	1	4
総計		104	4	79	62	4	253

■ 誤字・脱字等の表記に関する誤りの状況（部分点のある記述式問題）

		国語	数学	英語	社会	理科	総計
系統3に該当する誤り		74	1	62	43	0	180

■ ボーダーライン点検との関係

253件のうち、ボーダーライン点検対象者に該当するもの 20件

※ 平成30年度入学者選抜の「英語」、「社会」、「理科」及び平成29年度入学者選抜の「英語」、「理科」について、第一次募集・分割前期募集及び分割後期募集及び第二次募集ともに「部分点のない記述式問題」の出題はない。

4 その他の制度

(1) 本人得点の開示及び学力検査における答案の開示

学力検査等得点表による開示については、入学者選抜における透明性を担保し、公平性と公正性を確保するために、平成16年度から導入した。

平成26年に発覚した都立高等学校入試の採点誤りを受け、同年9月に策定した都立高等学校入試の採点誤りに関する再発防止・改善策に基づき、平成27年度入学者選抜から不合格者の救済を目的に「学力検査における答案の本人への開示」を導入し、実施機関である高等学校が個別に直接開示する仕組みとした。あわせて、個人情報の保護をより徹底する観点から、これまで中学校を経由して開示を行っていた学力検査等得点表の開示方法についても答案の開示方法に揃え、受検者又は保護者からの請求により、高等学校が個別に直接開示する仕組みに平成29年度入学者選抜から変更した。

また、「学力検査等得点表」を高等学校からの直接開示することで中学校への送付を行わないこととなったが、高等学校が調査書点を算出する際に使用した各教科の評定に誤りがないかを中学校において確認することで、入学者選抜における公正性を担保する上で重要な役割を果たすとともに、中学校の進路指導に活用することができるよう、「選抜用評定等確認表」を新たに定めた。個人情報を保有する高等学校から中学校に学力検査等の得点結果を送付することに関して本人からの同意が得られた場合に、学力検査等の得点結果を「選抜用評定等確認表」に記載して送付することができるようにした。本人からの同意については、入学願書提出時に「同意書」が提出された場合に限ることとした。

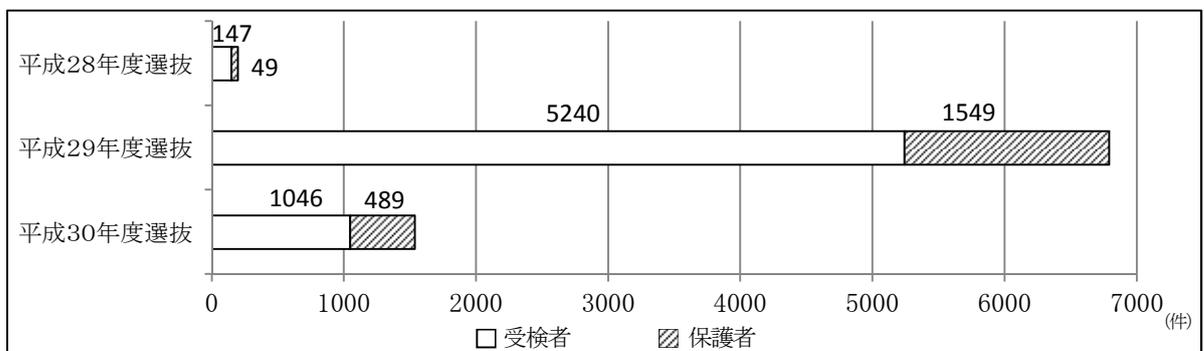
平成30年度入学者選抜から、本来合格であった者が不合格者となることのないようにするという本措置の趣旨により、不合格者への開示を優先的にを行い、事務の混乱を避けるとともに、高等学校における新入生受入準備等の他業務への影響を抑えるため、実施要綱に基づく開示請求受付期間を合格者と不合格者とで別に定めることとした。

また、平成29年度入学者選抜において導入した「同意書」について、作成書類の増加による受検者の負担や、提出の有無を中学校が確認することによる受検者の心理的不安等を取り除く観点から廃止し、新たに入学願書裏面に「同意署名欄」を設けた。

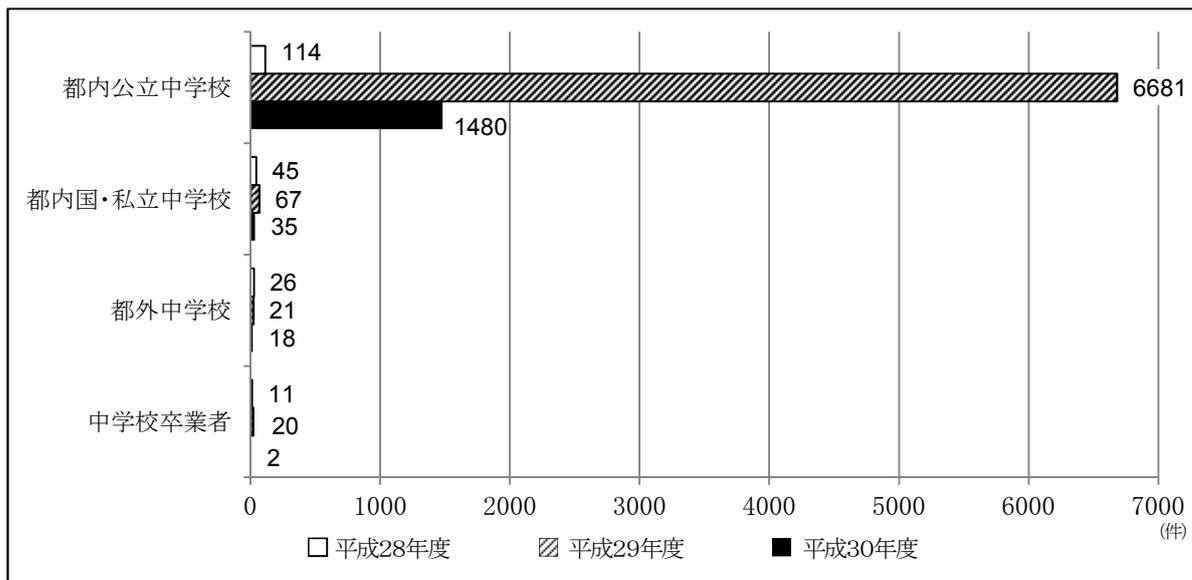
本委員会では、以上のような開示の仕組みを変更したことによる影響や課題について、検証・検討を行った。

ア 受検者から高等学校への学力検査等得点表の開示請求件数（平成30年3月末時点）

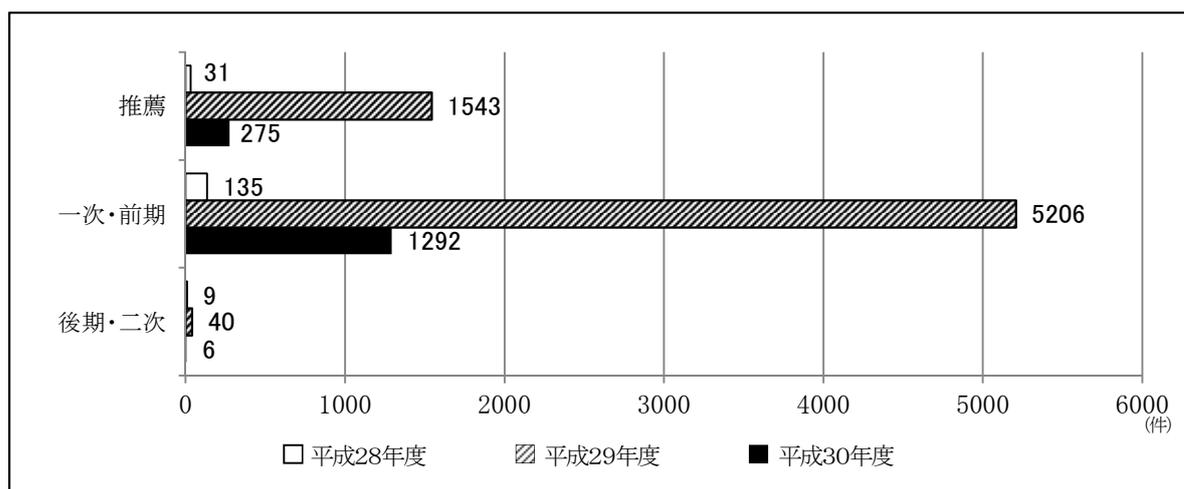
(ア) 開示請求件数の推移（学力検査等得点表を送付していない都内国・私立中学校や都外中学校を含む。）



(イ) 受検者の在り学校種別と開示請求件数



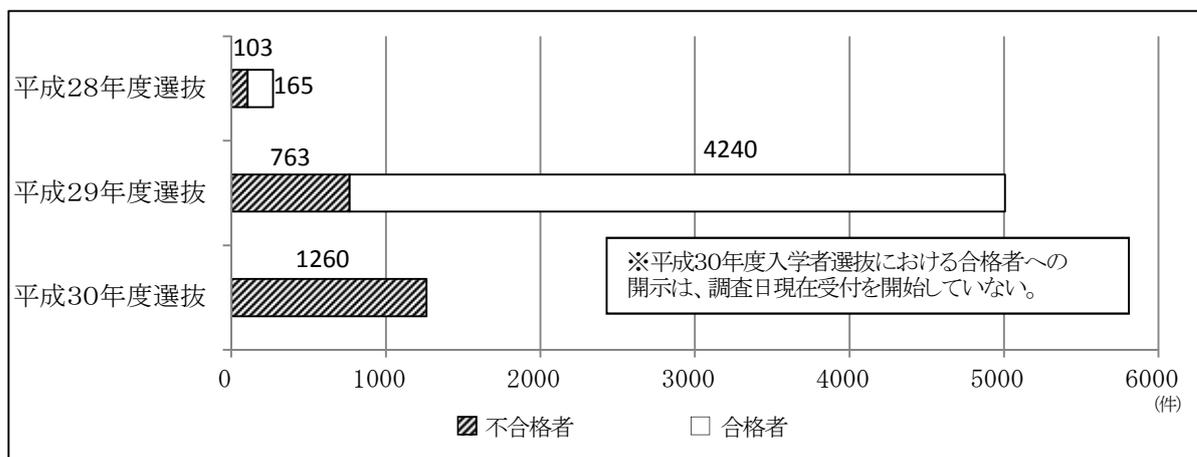
(ウ) 選考の種別と本人得点の開示請求件数



イ 答案の本人への開示

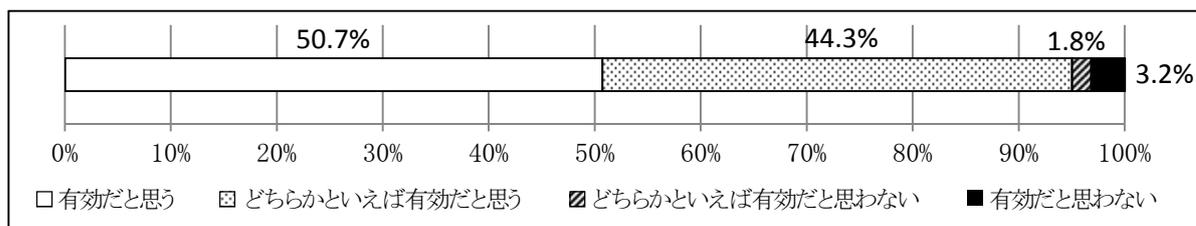
(ア) 平成30年度入学者選抜における合格発表後の答案の開示請求の状況について

【合格者・不合格者別による開示請求状況の比較（各年度3月末時点）】



(イ) 高等学校長対象アンケート調査結果（回答数185）

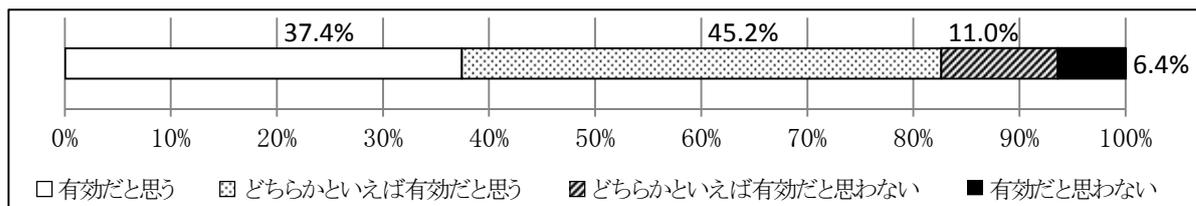
① 学力検査等得点表の開示は、入学者選抜の透明性を担保する観点から有効か。



<学力検査等得点表の開示方法等に関する高等学校長の主な意見>

- 同意署名欄に本人が自署せず、保護者が自署していたものがあつた。同意署名欄の趣旨や制度について、中学校から受検者や保護者に対し、十分に周知してほしい。
- 保護者の中には、生徒本人が同意署名欄に記入したことにより、中学校からの情報開示に同意し中学校から得点を教えてもらえると思っている人が多い。可能なら中学校側に伝えた得点結果を、中学校から生徒に教えることを含めた同意署名にしてほしい。

② 受検者の各教科の評定等を記載した「選抜用評定等確認表」を都立高等学校から中学校へ送付することとしているが、入学者選抜の透明性を担保する観点から有効か。

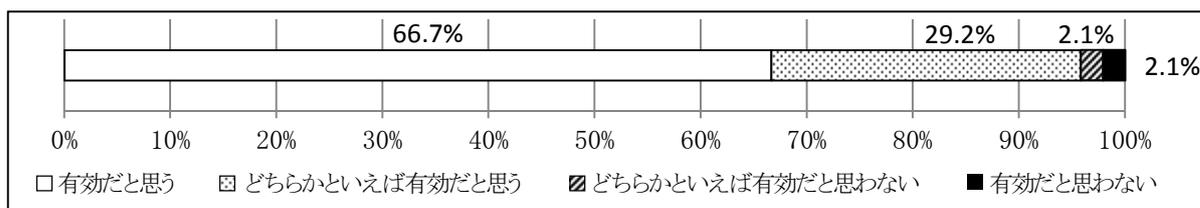


<選抜用評定等確認表に関する高等学校長の主な意見>

- 本校は、多くの中学校から多くの受検者が受検するため、資料作成や送付に係る作業が煩雑である上に、誤送付を防ぐための確認作業等に膨大な時間を要する。宛て名シールの配布や送付の方法の負担軽減を検討してほしい。
- 推薦に基づく選抜についてはデジタル採点システムに対応していないため、選抜用評定等確認表等の作成及び点検に相当の時間を要している。推薦に基づく選抜についても、学力検査に基づく選抜と同様、「選抜用評定等確認表」を作成できるようにシステムを改善してほしい。
- 選抜用評定等確認表と学力検査等得点表の様式について、昨年度から中学校送付用、本人確認用と様式に明記し区別したが、非常に似た様式であるため、取り違えや誤送付のおそれがある。
- 選抜用評定等確認表は、以前のように中学校から本人に開示されるのではなく中学校止まりの書類であるため、個人ごとに出力する必要はないと考える。中学校ごとにまとめて作成できるような様式にしていただけると作成及び点検の時間が大幅に短縮できてありがたい。

(ウ) 中学校長対象アンケート調査結果（回答数53）

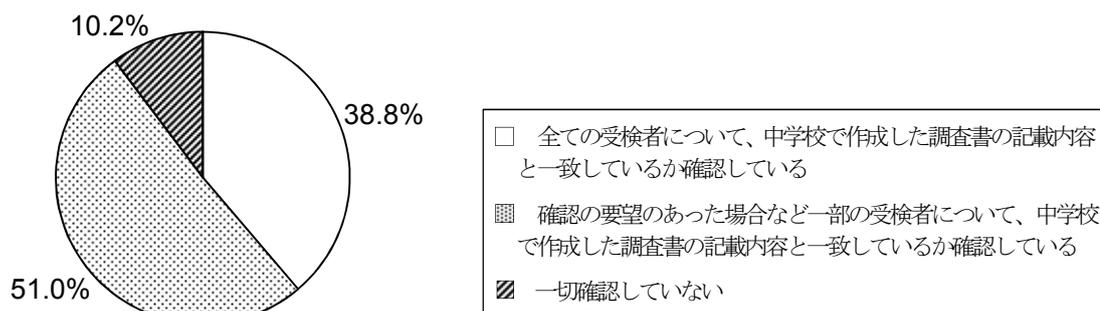
① 学力検査等得点表の開示は、入学者選抜の透明性を担保する観点から有効か。



<学力検査等得点表の開示方法に関する中学校長の主な意見>

- 同意署名欄を設けたことにより、昨年度別の様式で作成しなければならなかった1枚分が省かれ提出書類を簡素化することができた。また、入学願書裏面に趣旨が明確にコンパクトに記載されたことで受検者に対して昨年よりも説明しやすくなった。
- 中学校が同意するか否かを確認することによる生徒の心理的不安は解消したが、高等学校から送付されてきた表に記載がない場合、それが署名したのに高等学校側が得点を記入し忘れたのか、入学願書に公印を押した後に本人が取り消したのかを確認できない点が課題である。

② 高等学校から送付された「選抜用評定等確認表」を中学校でどのように扱っているか。



<選抜用評定等確認表に関する中学校長の主な意見>

- 高等学校も中学校も、評価・評定が正しく使用されているかを確認するための資料となるので必要である。
- 高等学校によっては普通郵便やレターパックで送ってくる場合や、送付を催促しないと送られない場合がある。郵送方法に関しては、実施要綱に簡易書留郵便と明記されており、高等学校に対して一層の周知が必要である。
- 選抜用評定等確認表の区市町村別送付先宛ての書類について、個人情報であるにもかかわらず中学校ごとに封入されておらずいつ事故になってもおかしくない状況があった。区市町村別送付先宛ての封筒の表面に「選抜用評定等確認表在中」と朱書することや、封筒の宛先や何名分の書類が封入されているか、また1校当たりの封筒が複数になる場合、その数など明記してほしい。
- 第一次募集・分割前期募集の場合は、選抜用評定等確認表の発送期間が、10日間と長いと、委員長校から管内の中学校に振り分ける作業を何度も行う必要がある。また、週休日をまたぐと簡易書留郵便を週休日に受け取らなければならない負担が発生したり、「3月9日までに発送」と委員長校が週をまたいで保管することになる。可能であれば当該週の週末までに委員長校に到着するようにしてほしい。

審議の過程で、中学校からは「平成29年度入学者選抜で使用した他の書類とは別様式の『同意書』では、受検者が提出を忘れたのか同意しなかったのかの区別がつかなかったが、平成30年度入学者選抜は入学願書裏面に『同意署名欄』として記載されたことで、受検者の提出忘れの可能性を考える必要がなくなり、分かりやすくなった。」「高等学校から送付されてくる区内全中学校の選抜用評定等確認表をとりまとめているが、選抜用評定等確認表を学校ごとに仕分けする作業には膨大な時間を要する。選抜用評定等確認表の趣旨を考えると一人一枚にする必要はなく、学校別で複数名まとめた形に様式を変更してほしい。」という意見があった。

また、高等学校からは「中学校から、選抜用評定等確認表を学校別の様式にしたらどうかという意見があるが、高等学校としても学校別で複数名まとめた一覧表にした方が、作成、点検、管理をする上で事務作業を確実にできるので、ありがたい。」「自校作成校と共通問題実施校では、開示請求件数に大きな違いがあると思う。自校作成校の中には5月中に、合格者の約9割に当たる受検者から答案の開示請求があった。そのうちの多くの受検者が学習塾等から頼まれたとのことである。高等学校は、合格者が不合格となっていないかを生徒自ら確認するという本来の趣旨とは異なる事由で相当数の開示を行わなければならない現状がある。」という意見があった。

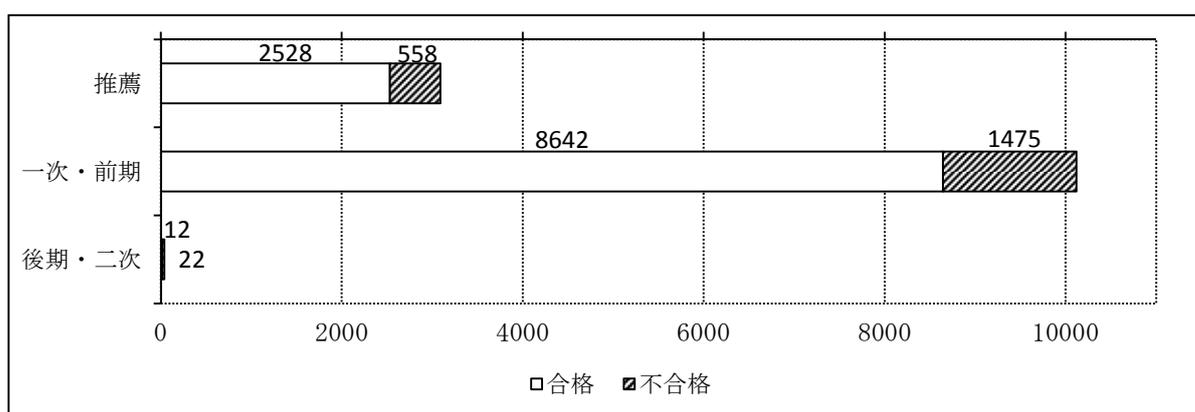
一方、外部有識者からは、「現在の開示請求の仕組みは、不合格者の中に合格者が含まれていないことを確かめるための制度として全体的にうまくいっている。しかし、3月、4月の不合格者からの開示請求は少なかったが、5月に受付が始まった合格者からの開示請求が急激に増えている状況を聞くと、今後、5月以降の開示請求件数について追加調査を実施し、引き続き状況を把握し、何らかの対応をとる必要がある。」という意見があった。

これを受け、都教育委員会は、平成30年3月1日から6月30日までの間に受け付けた本人得点及び答案の開示請求件数について追加調査を実施し、本人得点及び答案の開示の実施時期の一部変更についての効果検証を行った。

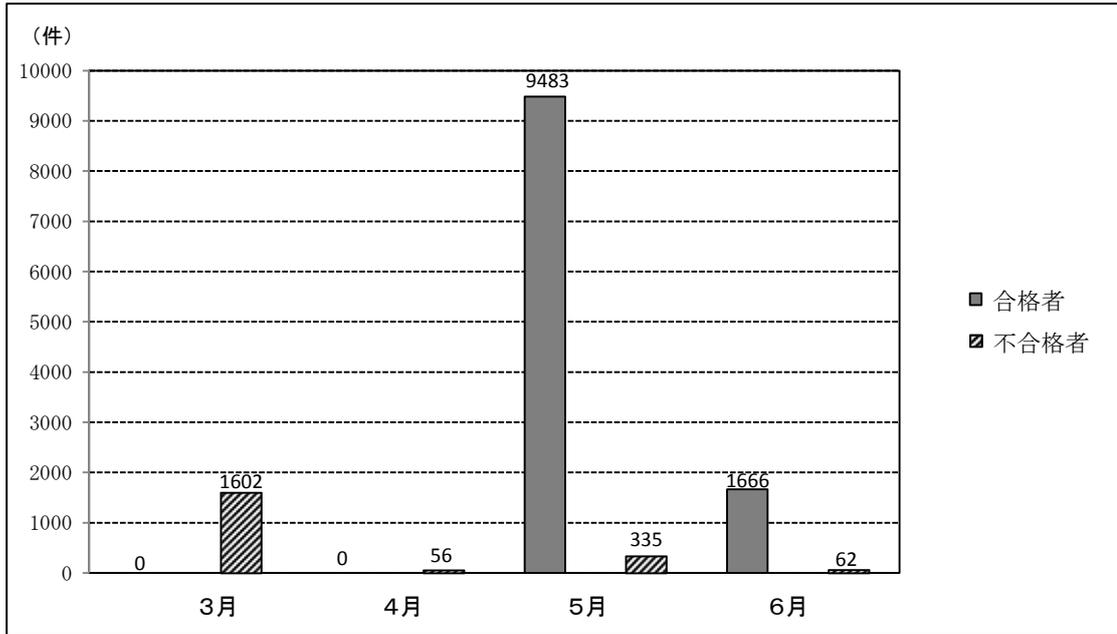
ウ 3月1日から6月30日までの開示請求件数の追加調査結果

(ア) 得点开示請求

① 選考別開示請求件数（4か月計）

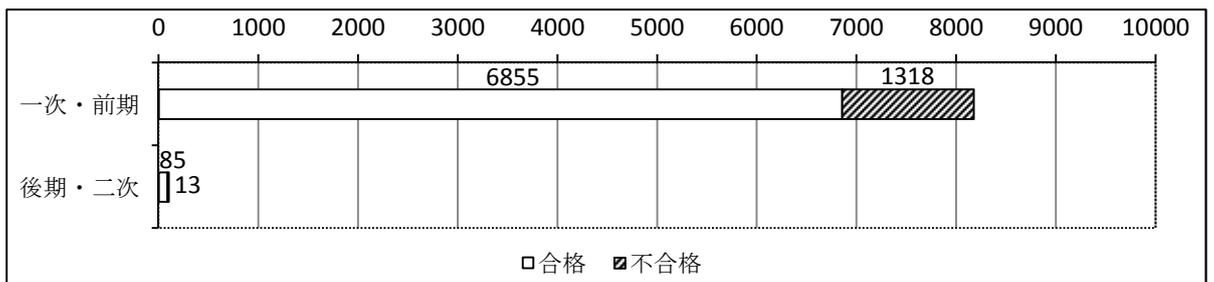


② 月別開示請求件数

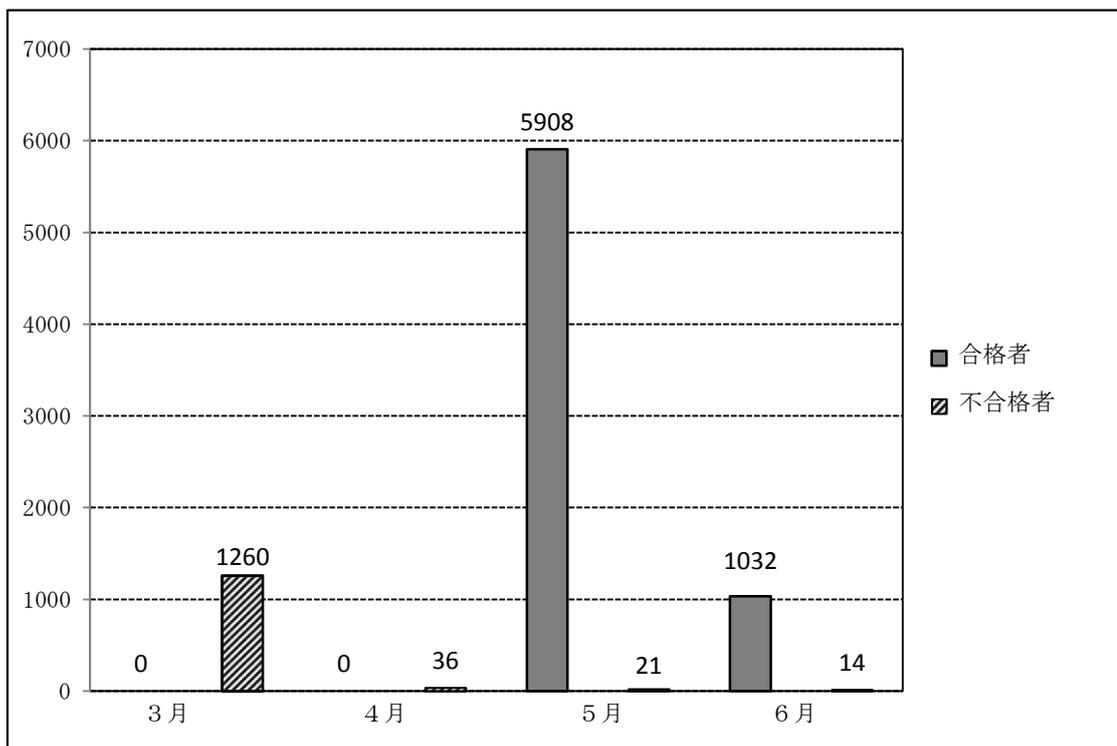


(イ) 答案開示請求

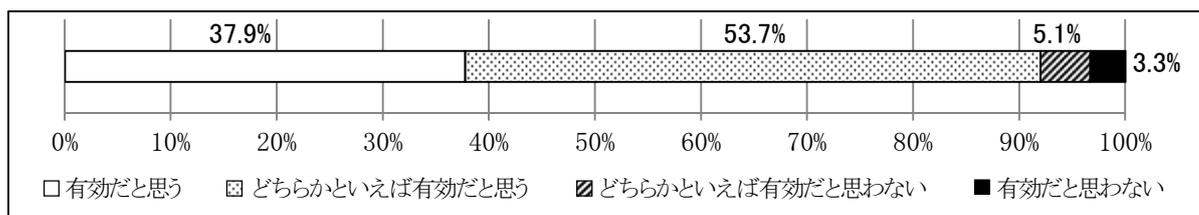
① 選考別開示請求件数 (4か月間)



② 月別開示請求件数



- (ウ) 本人得点及び答案の開示の実施時期の一部を変更したことについて、開示事務の混乱を避けるとともに、高等学校における新入生受入準備等の他業務への影響を抑える上で有効か。



エ 本人得点及び答案の開示の実施時期の一部を変更したことに対する高等学校からの意見

- 合格発表時の請求件数としては前年度とあまり変わらない状況ではあったが、3月中の件数は減少したので、3月の業務への影響という点では多少減った。
- 新入生受入準備等の他業務への影響を抑えることができ、学校全体で円滑な業務進行を行うことができた。本校は分割募集実施校であるが、合格者の開示実施時期が5月になったことで、後期募集の準備に集中することができた。
- 不合格者への答案の開示は、採点誤りによる合否の入れ替わりを防ぐ役割があることは理解できるが、合格者への答案の開示が真に必要なのか疑問である。本人の学習のためであるならば、入学後に本人への面談等を行う際に希望者全員に配布する方法も考えられる。

オ 今後の取組の方向性

これまでの意見を踏まえて検討した結果、本人得点の開示及び学力検査における答案の開示について、次のように方向性を確認した。

- 開示請求の受付開始時期を合格者と不合格者で分けたことにより、年度末における開示に関する事務の混乱を避けることができ、その効果は大きいことから、今後も継続する。今後、開示請求件数の動向を検証するとともに、合格者に対する答案の開示の必要性など、導入の趣旨に立ち返って開示請求の制度について引き続き検討する。
- 本制度が、採点誤りによって合否が入れ替わり、不合格者と扱われている受検者がいないようにすることを目的とした制度であることを、中学校を通して生徒及び保護者に周知する。
- 入学願書の裏面への「同意署名欄」の設置により、受検者の心理的負担や高等学校の受付業務の負担が軽減された。高等学校から中学校への得点等の提供はあくまで本人の同意が得られた場合に限って行われることを、個人情報保護の観点から改めて周知する。
- 「選抜用評定等確認表」の様式を、受検者一名ずつの個表から中学校ごとの一覧表の形に変更する方向で検討し、高等学校及び中学校の事務作業量を軽減することで、点検、確認する時間を確保し、誤送付を防止するための手立てとする。

(2) インフルエンザ等学校感染症罹患^り者等に対する追検査について

平成29年3月29日付の文部科学省からの通知「高等学校入学者選抜におけるインフルエンザ罹患者等に対する追検査等の実施について（通知）」等を受け、第一次募集においてインフルエンザ等学校感染症に罹患し受検することができなかつた者等に対して、志願した都立高等学校の受検機会を確保するため、平成30年度入学者選抜から「インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査」（以下「追検査」という。）を導入した。

平成30年度入学者選抜では、全日制と定時制合わせて15校16人から応募があり、15校で実施した。

ア 追検査の基本的な考え方

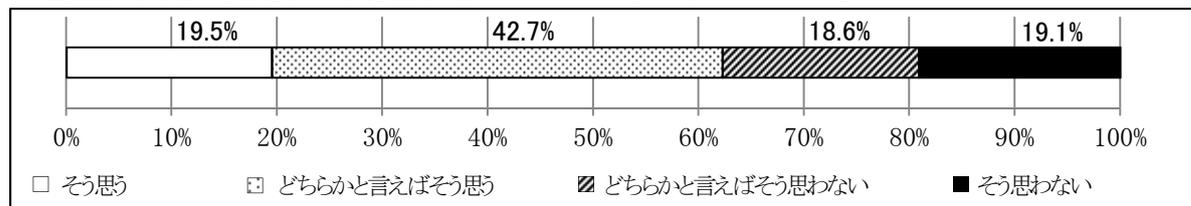
- 1 第一次募集・分割前期募集の入学選抜において、インフルエンザ等に罹患し不受検となった場合、追検査により出願していた学校への受検機会を保障する。
- 2 検査は、分割後期募集・全日制第二次募集と同日程で実施する。
- 3 検査は、東京都教育委員会が主体となり実施する。
- 4 検査は、国語・数学・外国語（英語）の3教科の学力検査及び面接等を基本とする。

イ 追検査における受検人員等

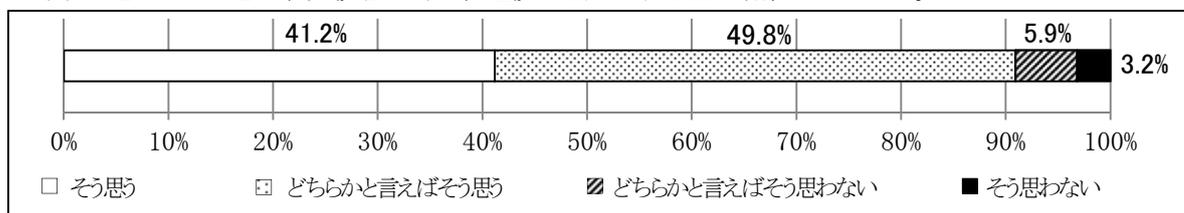
課程・学科	校数(校)	受検人員(人)	合格人員(人)	入学手続人員(人)
全日制課程	13	13	9	9
定時制課程	2	3	1	1
合計	15	16	10	10

ウ 追検査における高等学校長対象アンケート調査結果（回答数228）

(ア) 追検査の実施は、受検者の受検機会を確保する上で、有効であったか。

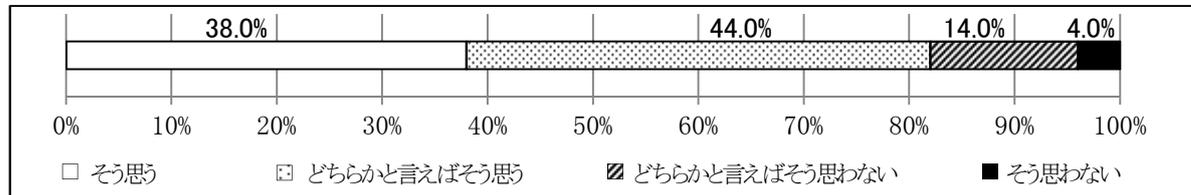


(イ) 追検査実施要項をホームページに掲載するとともに、追検査に関するリーフレットを都内中学3年生を対象に配布したことは、受検者に対し、追検査を周知する上で有効であったか。

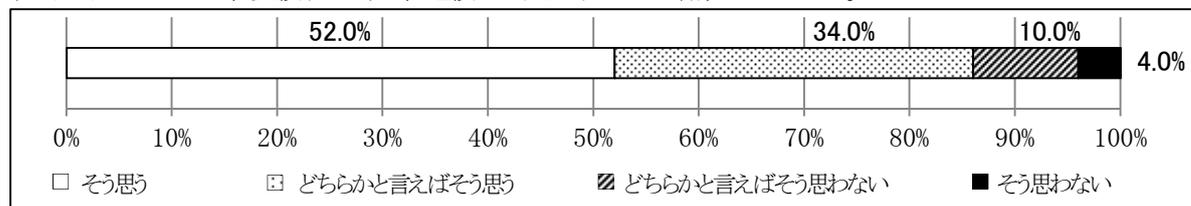


エ 追検査における中学校長対象アンケート調査結果（回答数53）

(ア) 追検査の実施は、受検者の受検機会を確保する上で、有効であったか。



(イ) 追検査実施要項をホームページに掲載するとともに、追検査に関するリーフレットを都内中学3年生を対象に配布したことは、受検者に対し、追検査を周知する上で有効であったか。



ウ 高等学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 学年末考査や卒業式等、校務が立て込んでいる時期で日程的に厳しいが、受検機会の確保等を考慮するとやむを得ないとする。
- 考慮されているかと思うが、第一次募集の受検者と追検査の受検者の公平性を保つために、追検査の検査問題の難易度を上げて、第一次募集に近づけるべきである。
- 事務局から学校に、事前に追検査に関する連絡があったので、準備を円滑に行うことができた。

エ 中学校長対象アンケート調査結果における主な意見

- 現在の入試日程では、追検査を分割後期・第二次募集の日程と別の日程で行うことは難しい。
- 追検査用に学力検査問題を作成する時間確保の難しさや入学者選抜の実施日程等を考えると、分割後期募集、全日制第二次募集の3教科の学力検査と面接等が妥当である。
- 第一次募集の合格基準と同等の学力の生徒を、追検査では選抜できており、追検査として効果が認められ、評価ができる。

審議の中で、高等学校からは「インフルエンザ等学校感染症罹患者等の「等」が指し示す範囲を明確にし、確実に周知することが必要である。」「追検査は、第一次募集とは異なる検査問題で受検者の学力等をはかるため、第一次募集を自校作成で学力検査を実施する学校や追検査で社会、理科に関する検査を実施しない学校の場合、第一次募集の受検者と差異がないように選抜しなければならないことに難しさがある。」という意見があった。中学校からは「受検者や保護者から、第一次募集の検査当日に体調不良となった場合にどのような対応をとればよいのか不安であるという声以前から挙がっていた。今回導入した追検査の実施は、救済措置という点で非常に有効な制度である。」「受検者が一名しか合格枠がない追検査に応募すべきか、募集人員が二名以上の第二次募集に応募すべきか迷っている場合、どのように助言すべきか苦慮した。」という意見があった。

外部有識者からは「都立高等学校を第一志望にしている受検者が、第一次募集の検査当日にインフルエンザ等に罹患したが、追検査の合格発表よりも前に併願受験していた私立高等学校の入学手続を済ませる必要があったため、追検査を申請せずに私立高等学校へ進学した場合も考えられる。趣旨に則って実施されているのか、また、制度として機能しているかを更に検証する必要がある。」という意見があった。

オ 今後の取組の方向性

これらの意見を踏まえて検討した結果、インフルエンザ等罹患者に対する受検機会の確保について、以下のように方向性を確認した。

- 追検査の実施においては、措置申請の手続き方法や出願方法について特に問題等がなかったことや、インフルエンザ等に罹患した受検者等の受検機会を確保することに一定の成果があったことから、引き続き実施する。今後、第一次募集において応募倍率が1倍を下回った場合などに追検査を実施する必要があるかどうかについて検討する必要がある。
- 追検査は、第一次募集と異なる選抜方法で実施するため、公平で適切な選考ができるよう、各高等学校が定める選考基準や学校設定検査の内容が適切かどうか検証し、平成31年度入学者選抜の実施に向けて準備を進める必要がある。

(3) 英語スピーキングテスト結果の活用

現行学習指導要領において、中学校外国語科の目標は、「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。」となっている。この「聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと」の4技能の視点で都立高等学校入学者選抜の英語学力検査問題を見ると、「読むこと」及び「書くこと」に加え、平成9年度入学者選抜からリスニングテストを導入して改善を図り「聞くこと」の3技能を評価することができる学力検査問題となっている。

平成30年度入学者選抜までの英語学力検査には、「話すこと」を評価する内容は含まれていない。このことに対して、平成28年度の東京都英語教育戦略会議の中で、「今後は、都立高校入試においても、『話すこと』を含めた4技能を測る入試の実施方法の工夫について前向きに検討すべきである。」とされ、これを受けて、平成29年度に設置した東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会において、入学者選抜における「話すこと」の評価の在り方、また、今後の方向性や具体的な取組について検討を行い、「都立高等学校入学者選抜では、義務教育の最終段階として、学習指導要領で求められている力が身に付いているかを測る必要がある。受検者にとっても、都立高等学校入学者選抜において、これまでの学習成果が評価されることは、重要な意義がある。そのために、英語検査においては、『聞くこと』『話すこと』『読むこと』『書くこと』の4技能の評価を行うべきである。」と報告された。

この報告を踏まえ、平成30年度には、都立高等学校入学者選抜における英語の「話すこと」の技能の評価等に係る具体的内容について検討するため、「英語『話すこと』の評価に関する検討委員会」を設置し、スピーキングテストの内容及び実施方法、導入までの長期計画・導入規模、民間事業者との連携方法、導入に向けたフィージビリティ調査の具体的方法等について検討を続けている。

あわせて、本委員会においても、スピーキングテスト結果の入学者選抜への活用方法や、活用する上での課題等について審議した。

審議の過程で、中学校からは「スピーキングテストを導入する最短の予定時期である平成32年度は、オリンピック・パラリンピックが開催され、例年にも増して学校行事が計画しにくい状況が予想される。スピーキングテストの実施時期は、学校行事や部活動との関係を十分考慮して早期に決定する必要がある。また、スピーキングテスト結果の活用の導入時期や活用方法などについては、内容を具体的にしていく必要がある。」という意見があった。

また、高等学校からは「相当数のスピーキングテストの受験者数に加えて、過年度生や、海外帰国生も含めて都外からの都立高等学校入学者選抜の受検者も想定しなければならない。また、スピーキングテストをやむを得ず欠席した生徒等の対応についても配慮する必要がある。」という意見があった。

外部有識者からは、「スピーキングテストの結果を、都立高等学校入学者選抜の英語学力検査に活用する際、英語学力検査の満点に対するスピーキングテスト結果の配点の割合等の取扱いを適切に設定する必要がある。」という意見があった。

これらの意見を踏まえて検討した結果、都立高等学校入学者選抜における英語スピーキングテスト結果の活用について、以下のように方向性を確認した。

- 英語スピーキングテストの導入に当たり、実施時期については中学校における学校行事等を十分に考慮して、できるだけ早く日程を周知する必要がある。また、過年度生や海外帰国生も含めて都外からの都立

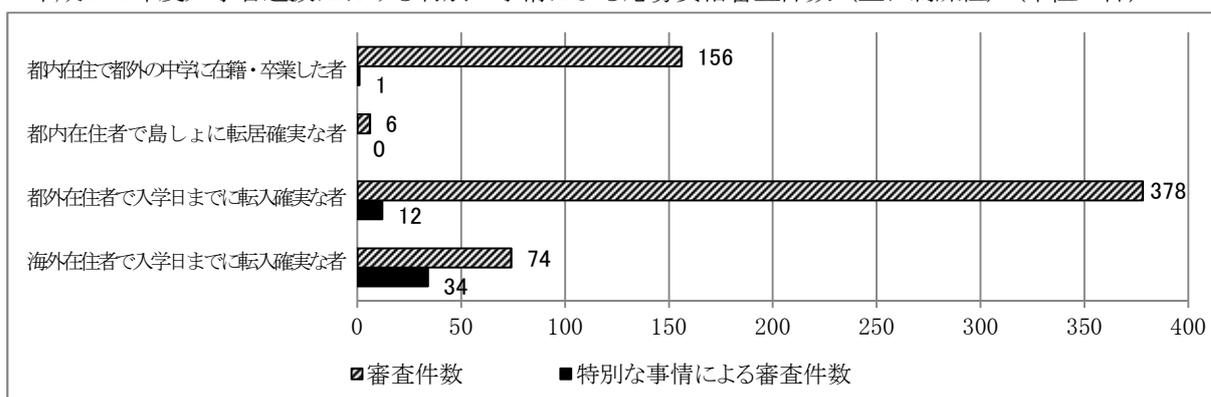
高等学校入学者選抜の受検者、やむを得ずスピーキングテストを欠席した生徒への対応等、様々な点で配慮することが必要である。

- スピーキングテスト結果の活用については、スピーキングテストの評価の出し方や結果の具体的な活用方法、スピーキングテストを含めた英語学力検査における4技能の配点等に関して検討する必要があることから、入学者選抜検討委員会特別部会を設置し、英語「話すこと」の評価に関する検討委員会での検討内容や、本年9月に実施する予定のフィージビリティ調査の結果を踏まえて検討を行う。特別部会において検討した内容については、年度内に改めて本委員会を開催して報告する予定である。

(4) 東京都立高等学校入学者選抜の応募資格の一部変更

都立高等学校全日制課程における応募資格について、都内中学校在籍以外の志願者は、これまで、保護者が父母である場合、父母両方と都内に同居することを応募資格の要件としていたが、近年、様々な家庭の状況があることに配慮し、平成30年度入学者選抜から父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、その理由を証明する書類等を審査の上、父又は母のどちらか一方と都内に同居する状況であっても応募を認めることとした。

ア 平成30年度入学者選抜における特別の事情による応募資格審査件数（全日制課程）（単位：件）



審議の過程で、中学校からは「平成30年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会では、都外から進学指導重点校への受検を目的として一時的に都内へ転入し、都立高等学校を受検するような事例が発生しないか懸念された。平成30年度入学者選抜から実施された全日制応募資格における保護者に関する要件の一部変更が、不正に利用されることがあってはならない。」という意見があった。

イ 今後の取組の方向性

これらの意見を踏まえて検討した結果、東京都立高等学校入学者選抜の応募資格の一部変更について、以下のように方向性を確認した。

- 各々の家庭の生活事情が多様化しており、両親とともに都内に転入することが難しい場合があることから、平成30年度入学者選抜から、介護や病気療養等特別の事情により一方の父母のどちらか一方が都内に転居できない場合に限り、応募資格を認めることとした。応募資格の一部変更に一定の成果はあったものの、応募資格審査で特別の事情を厳密に判定できるかにより、都内中学生の進学先の確保に影響する可能性があることから、応募資格審査の審査基準については適正な運用を維持しつつ、仮に「特別な事情」の範囲を広げた場合にどのような影響が考えられるか等について十分な検証を加えながら、今後も検討する必要がある。

第4 おわりに

東京都教育委員会は、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成するために様々な教育施策を進めている。東京都立高等学校入学者選抜においても、これまで推薦に基づく選抜や学力検査に基づく選抜の方向性について毎年必要な見直しを行うとともに、受検者に対する特別措置や受検者の応募資格等、入学者選抜における様々な制度についても、在り方を見直し改善を図ってきた。

本委員会においては、平成31年度入学者選抜の実施に当たり、平成25年度入学者選抜で改善を図った推薦に基づく選抜、全面実施から3年が経過したマークシート方式の効果や、平成29年度入学者選抜から受検者からの直接開示のみとした本人得点及び学力検査における答案の開示等、様々な制度について検証・検討を重ねてきた。また、平成29年度入学者選抜検討委員会の特別部会及び平成30年度入学者選抜検討委員会において検討を行った、学力検査における外国籍の者の受検についての措置の在り方については、今後、東京で暮らす外国人の数は一層増加していくことを考慮し、都内の日本語学級を設置する中学校を対象にアンケート調査を実施するなど外国人生徒の学習状況を踏まえ、学力検査問題にルビを振る措置対象や入国後の在日期间など日本語指導が必要な日本国籍の生徒への対応を含め、検討を行った。

このほか、喫緊の課題として、昨年度の入学者選抜検討委員会で検討し、平成30年度入学者選抜から実施したインフルエンザ等学校感染症罹患患者等に対する追検査、都外からの受検者の応募資格の一部変更についても検討を行い、それぞれの項目について、平成31年度入学者選抜の実施に向けて本報告に基づき改善を図るとともに、次年度以降も引き続き検討して行くこととした。

東京都教育委員会は、平成28年9月に「東京都英語教育戦略会議」の検討結果を報告書として取りまとめ、その中で、英語の学力検査について、「今後は、都立高校入試においても、「話すこと」を含めた4技能を測る入試の実施方法の工夫について前向きに検討すべきである。」ことが触れられている。このことを受け、現在、「英語『話すこと』の評価に関する検討委員会」では、スピーキングテスト導入までの計画・導入規模など、英語の「話すこと」の技能の評価等に係る具体的内容について検討しており、本年9月にフィージビリティ調査を実施する予定である。入学者選抜検討委員会では、英語の「話すこと」の技能（スピーキングテスト）の評価を都立高等学校入学者選抜において、具体的にどのように活用していくべきかを検討するために本年8月に特別部会を設置することとしており、年度内に検討し報告する予定である。

以上、本委員会の検証・検討結果に基づき、平成31年度入学者選抜も厳正かつ公平・公正な入学者選抜となることを期待するとともに、今後も継続的に課題の把握や検証を行っていくことで、一層改善の趣旨に沿った入学者選抜となるよう、不断の改善を進める。

平成30年度 東京都立高等学校 入学者選抜状況

(参考資料1)

< 全日制課程 >

区 分 学 科 等	募集人員 (A)	最終応募人員(B)			受 検 人 員 (C)			受検倍率 (C/A)	合 格 人 員 (D)			入 学 手 続 人 員 (E)			
		男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計	
推 薦	普通科	6,196 (6,279)	8,672 9,102	10,447 11,374	19,119 20,476	8,652 9,088	10,422 11,360	19,074 20,448	3.08 3.26	3,021 3,035	3,176 3,244	6,197 6,279	3,021 3,034	3,176 3,244	6,197 6,278
	専門教育を 主とする学科	2,080 (2,067)	2,096 2,419	2,223 2,516	4,319 4,935	2,091 2,416	2,219 2,515	4,310 4,931	2.07 2.39	1,013 1,028	1,060 1,039	2,073 2,067	1,013 1,028	1,060 1,039	2,073 2,067
	総合学科	732 (732)	450 546	1,173 1,317	1,623 1,863	449 545	1,169 1,316	1,618 1,861	2.21 2.54	160 155	572 577	732 732	160 155	572 577	732 732
	小 計	9,008 (9,078)	11,218 (12,067)	13,843 (15,207)	25,061 (27,274)	11,192 (12,049)	13,810 (15,191)	25,002 (27,240)	2.78 (3.00)	4,194 (4,218)	4,808 (4,860)	9,002 (9,078)	4,194 (4,217)	4,808 (4,860)	9,002 (9,077)
	第一次募集 及び 分割前期募集	普通科 (25,008)	24,777 19,727	19,090 19,108	18,478 19,108	37,568 38,835	17,713 18,401	17,843 18,401	35,556 36,705	1.44 1.47	12,379 12,534	12,318 12,579	24,697 25,113	12,323 12,452	12,281 12,545
	専門教育を 主とする学科 (5,493)	5,225 4,252	3,536 4,252	2,505 3,082	6,041 7,334	3,334 4,040	2,408 2,993	5,742 7,033	1.10 1.28	2,967 3,230	1,937 2,254	4,904 5,484	2,955 3,203	1,929 2,243	4,884 5,446
	総合学科 (1,668)	1,668 887	778 887	1,223 1,449	2,001 2,336	742 841	1,201 1,416	1,943 2,257	1.16 1.35	645 637	1,022 1,053	1,667 1,690	641 634	1,020 1,050	1,661 1,684
	小 計 (32,169)	31,670 (24,866)	23,404 (23,639)	22,206 (23,639)	45,610 (48,505)	21,789 (23,185)	21,452 (22,810)	43,241 (45,995)	1.37 (1.43)	15,991 (16,401)	15,277 (15,886)	31,268 (32,287)	15,919 (16,289)	15,230 (15,838)	31,149 (32,127)
インフルエンザ等 罹患等に対する 追検査	普通科	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	7 (-)	3 (-)	10 (-)	- (-)	5 (-)	1 (-)	6 (-)	5 (-)	1 (-)	6 (-)
	専門教育を 主とする学科	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (-)	0 (-)	2 (-)	- (-)	2 (-)	0 (-)	2 (-)	2 (-)	0 (-)	2 (-)
	総合学科	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0 (-)	1 (-)	1 (-)	- (-)	0 (-)	1 (-)	1 (-)	0 (-)	1 (-)	1 (-)
	小 計 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	9 (-)	4 (-)	13 (-)	- (-)	7 (-)	2 (-)	9 (-)	7 (-)	2 (-)	9 (-)
分割後期募集 及び 第二次募集 ・ 第三次募集	普通科	1,319 (949)	440 748	375 540	815 1,288	430 727	371 527	801 1,254	0.61 1.32	399 398	348 379	747 777	392 393	343 375	735 768
	専門教育を 主とする学科	740 (189)	158 121	57 34	215 155	155 117	57 33	212 150	0.29 0.79	154 79	57 30	211 109	151 79	57 30	208 109
	総合学科	21 (0)	9 0	4 0	13 0	9 0	4 0	13 0	0.62 0.00	9 0	4 0	13 0	9 0	4 0	13 0
	小 計 (1,138)	2,080 (869)	607 (869)	436 (574)	1,043 (1,443)	594 (844)	432 (560)	1,026 (1,404)	0.49 (1.23)	562 (477)	409 (409)	971 (886)	552 (472)	404 (405)	956 (877)
推薦・第一次募集・分割前期 募集・追検査・分割後期募集・ 第二次募集・第三次募集計	41,477 (42,007)	35,229 (37,802)	36,485 (39,420)	71,714 (77,222)	33,584 (36,078)	35,698 (38,561)	69,282 (74,639)	1.67 (1.78)	20,754 (21,096)	20,496 (21,155)	41,250 (42,251)	20,672 (20,978)	20,444 (21,103)	41,116 (42,081)	
4月募集	普通科	148 (148)	5 3	4 9	9 12	5 3	4 9	9 12	0.06 0.08	4 3	4 7	8 10	4 3	4 7	8 10
	専門教育を 主とする学科	40 (41)	0 1	1 1	1 2	0 1	1 1	1 2	0.03 0.05	0 1	1 1	1 2	0 1	1 1	1 2
	総合学科	20 (20)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0.00 0.00	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	小 計 (209)	208 (4)	5 (10)	5 (10)	10 (14)	5 (4)	5 (10)	10 (14)	0.05 (0.07)	4 (4)	5 (8)	9 (12)	4 (4)	5 (8)	9 (12)
総 計	41,685 (42,216)	35,234 (37,806)	36,490 (39,430)	71,724 (77,236)	33,589 (36,082)	35,703 (38,571)	69,292 (74,653)	1.66 (1.77)	20,758 (21,100)	20,501 (21,163)	41,259 (42,263)	20,676 (20,982)	20,449 (21,111)	41,125 (42,093)	

- 募集人員は転勤者生徒特別枠、転入学者特別枠、在京外国人生徒対象並びに海外帰国生徒対象(現地校出身者)の9月募集及び国際バカロレアコースの9月募集を除いた数である。
- 募集人員の総計欄は平成29年10月に決定された募集人員であるため、推薦、第一次募集・分割前期募集、分割後期募集・第二次募集の募集人員の合計とは一致しない。
- 第一次募集の数は、普通科は、島しょ、コース制、単位制の高校、連携型入学者選抜、在京外国人生徒対象及び海外帰国生徒対象(帰国及び引揚)、専門教育を主とする学科は、連携型入学者選抜、在京外国人生徒対象、海外帰国生徒対象(帰国)及び国際バカロレアコースを含んだ数である。
- () の数は、前年度の数である。

充足率 (E/A×100)	99.13%
	(100.18%)

※ 4月募集は含まない。

平成31年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 設置要綱

(設置)

第1 平成30年度東京都立高等学校入学者選抜における問題点を明らかにし、平成31年度東京都立高等学校入学者選抜に対する改善策について検討するため、平成31年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次の事項について検討し、その結果を東京都教育委員会教育長に報告する。

- (1) 平成30年度入学者選抜結果について
- (2) 平成31年度入学者選抜方法について
- (3) その他

(構成)

第3 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成し、委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は、教育庁教育監をもって充てる。
- (2) 副委員長は都立学校教育部長とし、委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代理する。
- (3) 委員は、委員会名簿に掲げる職にある者をもって構成する。

(招集等)

第4 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の求めに応じ、検討事項の資料を調査、作成し提供する。
- 3 幹事会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会には幹事長を置く。
- 5 幹事長には、教育庁都立学校教育部入学選抜担当課長の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事長は、幹事会を招集し、主宰する。

(特別部会の設置)

第6 委員会で専門事項を調査検討する必要がある場合は、特別部会を置くことができる。

(設置期間)

第7 委員会の設置期間は、設置の日から平成31年3月31日までとする。

(会議及び会議記録)

第8 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨及び会議資料については、原則として公開するものとする。

(事務局)

第9 委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、委員会に係る庶務を担当し、教育庁都立学校教育部高等学校教育課においてこれを処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

平成31年度 東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 委員名簿

区分	氏名	職名	備考
外部有識者	平松 享	安田教育研究所副代表	
	関本 恵一	元帝京大学教授 公益財団法人 日本進路指導協会理事	
区市	宮崎 宏明	中野区教育委員会事務局指導室長	
	中嶋 建一郎	青梅市教育委員会事務局指導室長	
保護者	井門 明洋	東京都公立中学校PTA協議会 会長	
	西藤 義則	東京都公立高等学校PTA連合会 副会長	
教育庁	増渕 達夫	教育監	委員長
	江藤 巧	都立学校教育部長	副委員長
	宇田 剛	指導部長	
	藤井 大輔	指導推進担当部長	
	増田 正弘	教育改革推進担当部長	
中学校	小澤 雅人	杉並区立阿佐ヶ谷中学校長	
	茅原 直樹	江戸川区立二之江中学校長	
	黒島 永虎	八王子市立櫛田中学校長	
	齋藤 真	昭島市立拝島中学校長	
高校	吉田 順一	都立立川高等学校長	
	加藤 竜吾	都立武蔵村山高等学校長	
	渡邊 範道	都立南葛飾高等学校長	
	大田原 弘幸	都立小山台高等学校長	

事務局幹事	星 政典	都立学校教育部高等学校教育課長	
	山本 周一	都立学校教育部入学選抜担当課長	幹事長
	久保田 聡	都立学校教育部高等学校教育課統括指導主事	
	長谷 克己	都立学校教育部学校経営指導担当課長	
	宇高 章広	都立学校教育部都立高校改革企画調整担当課長	
	石田 周	指導部指導企画課長	
	中嶋 富美代	指導部企画推進担当課長	
	栗原 宏成	指導部義務教育指導課長	
	佐藤 聖一	指導部高等学校教育指導課長	

平成31年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会審議経過

日 時		検 討 事 項
第1回	5月 9日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止・改善策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 再発防止・改善策に基づく採点・点検等の取組について ・ 平成30年度入学者選抜における相互点検の結果等について
第2回	5月22日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 推薦に基づく選抜について <ul style="list-style-type: none"> ・ 推薦選抜における選抜方法の改善について ・ 文化・スポーツ等特別推薦について ○ 学力検査に基づく選抜について <ul style="list-style-type: none"> ・ 分割募集について
第3回	6月11日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学力検査に基づく選抜について <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人得点の開示及び学力検査における答案の開示について ・ 外国籍の受検者等に対する特別措置について
第4回	6月21日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学力検査に基づく選抜について <ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査について ・ 男女別定員制の緩和について ・ 英語スピーキングテスト結果の活用に向けて
第5回	7月 9日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学力検査に基づく選抜について <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都立高等学校入学者選抜の応募資格の一部変更 ・ 本人得点の開示及び学力検査における答案の開示について ・ 外国籍の受検者等に対する特別措置について ○ 報告書 (案)

平成31年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会報告書

平成30年7月発行
東京都教育委員会印刷物登録
平成30年度 第53号

編集・発行 東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)6745

印刷・製本